

40613

教科書文庫

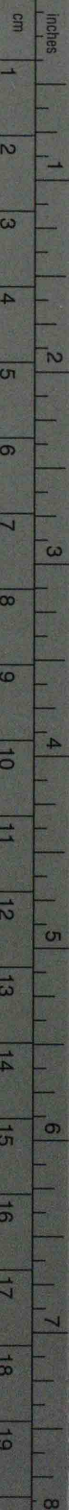
4
110
41-1932
200030
2028

Kodak Gray Scale



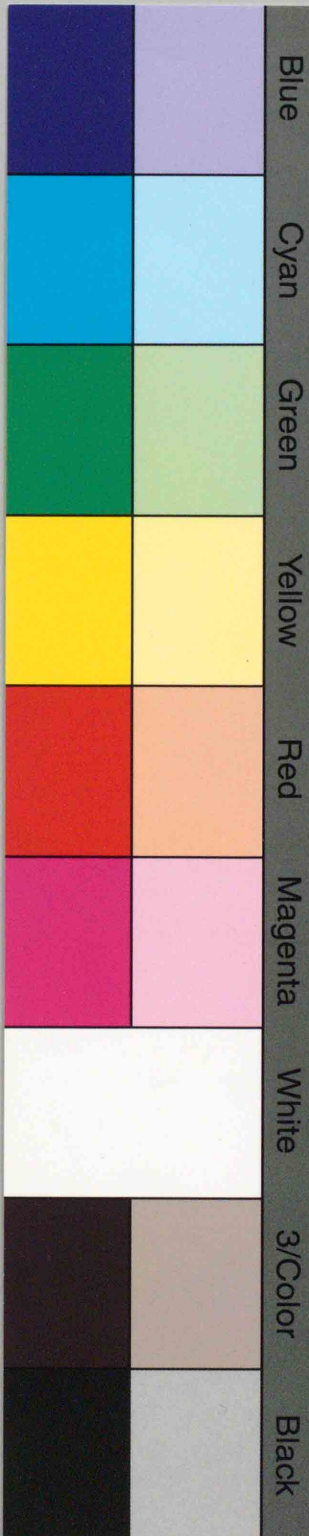
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

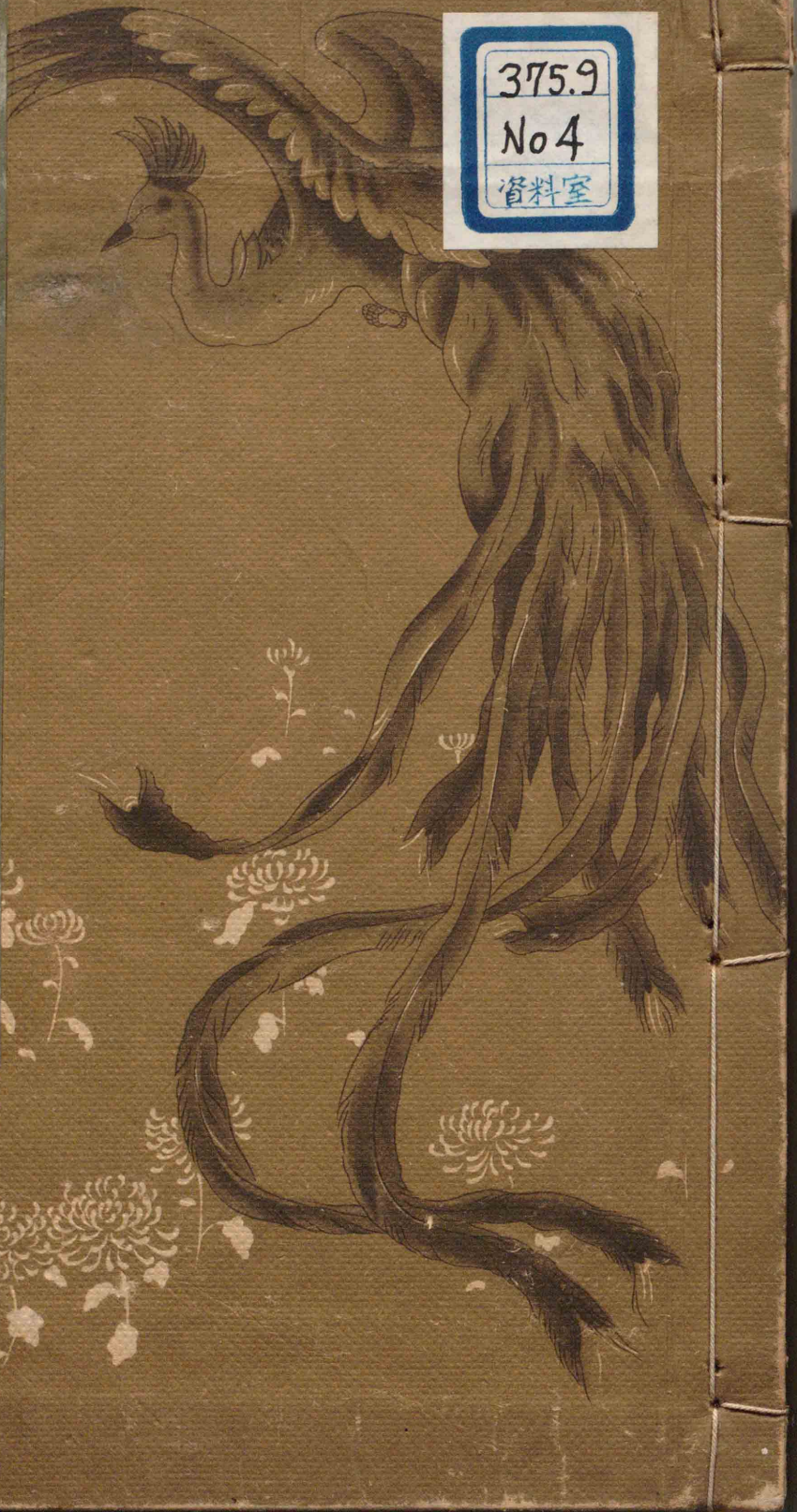


Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



375.9
No4
資料室



新制
中學修身書
卷四



資料室

375.9

日八月二年七和昭

濟定檢省部文

用科身修校學中

No. 4

新制 中學修身書

文學博士 野田義夫著

精華房藏版



明治天皇御製

なりはひはよしかはるとも國民の

同じ心に世を守らなむ

レ◎天祖の神勅

豊葦原の千五百秋の瑞穂國は是れ
吾が子孫の王とますべき地なり
爾皇孫就て治らせさきく
寶祚の隆えまさんこと
天壤と與に窮なかるべし

レ◎五箇條ノ御誓文

一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシ
テ倦マサラシメン事ヲ要ス
一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先
ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ
道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

25 P. 2
出ス

教育ニ關スル勅語
明治二十三年十月三十日

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ

如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ
咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

⑤ 戊申詔書

（國務大臣ノフクシヨ）
カアル

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼
此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ
修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコ
トヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ
共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日
尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實
業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ
華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ
抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ

成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪
ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今
ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ
維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ
庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ溯リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕卽位以來夙夜兢兢トシテ

常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ
輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツチャ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激

ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽
攝政名

大正十二年十一月十日

勅語 (昭和元年十二月二十八日)

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先德ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ
惟フニ皇祖考叡聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廼チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ

哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス
萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ
以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷
ノ重キニ任ヘサラシコトヲ之レ懼ル
輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相
異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ
宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體共存共榮ヲ之
レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ
維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ
今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ
期ニ膺ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新

ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失
ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中
ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ
夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ
日進以テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ
人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ
宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕カ軫
念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明
徵ニシ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ
實ニ此ニ存ス有司其レ克ク朕カ意ヲ體シ皇祖考暨
ヒ皇考ニ效セン所ヲ以テ朕カ躬ヲ匡弼シ朕カ事ヲ

獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

新制 中學修身書 卷四

目次

第一課 生 命……………	一
一 自己の生命を尊ばう	
二 民族の生命を尊ばう	
三 子孫の生命を尊ばう	
四 生命の防衛と自殺	
五 道德の爲には一命をも惜むまい	
第二課 生活の安定……………	六
一 生活の安定は誰にも必要である	
二 生活の安定を得る爲に労働しよう	
三 生活の安定には多少の財産を必要とする	
四 貧富共に道德を守らう	
五 生活の脅威は思想問題を起す	
第三課 職業の選擇……………	二
一 自己の天分と職業	
二 社會の需要と職業	
三 家業と職業の選擇	

四職業と其の責任 五職業の責任と轉業

第四課 産業と國運……………一六

- 一産業は生活の必需品を供給する
- 二産業は國力を作る
- 三平時の國際競争は經濟戰である
- 四産業は國民の對外信用を作る
- 五産業と我等の使命

第五課 自然生活より文化生活へ……………一九

- 一人は天賦の本能によつて自然生活を營む
- 二人智の發達に伴ひ自然生活は次第に文化生活に進む
- 三物質文化と精神文化は現代人の生活内容を充實する
- 四現代生活は物質文化を過重し精神文化を輕んずる傾向がある
- 五文化生活は永遠に理想を追求して已まぬ

第六課 常識と科學的知識……………二七

- 一常識は實務家に大切である
- 二常識と科學的知識
- 三常識を養ふ爲に日常生活の經驗を積み見聞を廣めよう
- 四學識は研究によつて深くなる

五科學的知識を實務に應用しよう

第七課 性格を鍛鍊しよう……………三三

- 一性格は道德實行の力として個人の價値を表はす
- 二性格を作るには同時に道德上の知見を養はう
- 三善事實行の愉快を味ひ實行を已むに已まれぬ心即ち責任感を養はう
- 四性格は實行意志の鍛鍊によつて出來上がる
- 五性格の價値は道德の權威から生ずる

第八課 趣味に慰安を得よう……………三六

- 一學校生活に現れる趣味
- 二趣味は人格に氣品を添へる
- 三趣味は精神に慰安を與へる
- 四現代生活は慰安を要する
- 五餘暇を利用して趣味を養はう

第九課 共鳴に自覺しよう……………四四

- 一他人に共鳴して自己の長所短所を自覺しよう
- 二意氣投合は共鳴である
- 三至誠は至誠と共鳴する
- 四共鳴は天分を發見する
- 五共鳴は自覺と自

信を促す 六共鳴は心機を一轉する

第十課 人格を充實しよう……………六

- 一人格の意義
- 二人格の要素
- 三人格の内容は社會の文化によつて充實される
- 四人格の價値は道德の價値を中心とする
- 五人格の充實は徳性を中心として天賦の可能性を實現する事である
- 六人格は社會の中にのみ發達する

第十一課 自他の人格を尊重しよう……………六

- 一己の人格を尊重しよう
- 二人格の人格を尊重しよう
- 三學校内の人格尊重
- 四家庭内の人格尊重
- 五社會に於ける人格尊重

第十二課 男女相敬……………三

- 一男女相敬は人倫の常道である
- 二男尊女卑は男女相互に不利不公平である
- 三女尊男卑も男女相互に不利不公平である
- 四男女相敬の風を作るには男子の理解が大切である

第十三課 一夫一婦……………六

- 一正當な夫婦制度は一夫一婦である
- 二夫婦の和合には相愛相敬が第一である
- 三貞操は夫婦の生命である
- 四配偶の選擇を慎重にするがよい
- 五絶對の自由結婚はまだ認められぬ

第十四課 公正……………七

- 一社會の秩序は公正の觀念によつて維持される
- 二法律上の權利義務は相伴つて公正となる
- 三公正の觀念は制裁を要求する
- 四社會正義
- 五國際正義

第十五課 輿論……………七

- 一輿論は社會の多數意見である
- 二輿論は社會良心の判斷である
- 三輿論の制裁は社會の道德的制裁である
- 四輿論の要求は社會共同の要求である
- 五輿論の尊重は多數意見の尊重である
- 六輿論の發達には指導者を要する
- 七正當の輿論は社會正義を標準とする

第十六課 立憲自治の精神……………八七

- 一 立憲自治の精神は憲法の精神を發揮することである
- 二 立憲自治の精神を以て公職に盡さう
- 三 立憲自治の精神を以て議員を選擧しよう
- 四 立憲自治の精神を以て進んで兵役に服しよう
- 五 立憲自治の精神を以て進んで納税しよう

第十七課 我が國民性……………九二

- 一 國民性は國民精神に現はれた特色を指す
- 二 國民性の由來
- 三 我が國民性の長所
- 四 我が國民性の短所
- 五 國民性は國民文化の特色を作る
- 六 國民性の優劣は國民の運命を決する

第十八課 我が國民道德……………一〇一

- 一 國民道德は人道の理想を我が國民生活に實現する
- 二 國民道德は國民性を表現する
- 三 國民道德は惟神之道である
- 四 國民道德は正義人道と一致する
- 五 國民道德は進歩發達する

第十九課 家族主義……………一一

- 一 我が國の家には國の精神が籠つてゐる
- 二 祖先崇敬は我が國の美風である
- 三 神社を崇敬しよう
- 四 親族に親しまう
- 五 家族精神は國民精神の基礎を作る
- 六 家族制度の今昔

第二十課 國際道德……………一八

- 一 國際道德は人道の理想を國際生活に實現する
- 二 世界の平和は國際道德に待つ
- 三 國際聯盟
- 四 國際法の厲行は國際道德に待つ
- 五 國際事業は國際道德に待つ

目次終

新制中學修身書 卷四

文學博士 野田義夫 著

第一課 生命

自己の生命を
尊ばう

一 俚諺にも「命あつての物種」といふやうに、命があればこそ、我が志を遂げ、爲すべき事を爲して、人間の價値を發揮し得るが、一旦命がなくなれば、萬事忽ちに休する。人間が此世に生きるのには唯一度である。「命にはかけがへがなく、又命に代へる寶はない。」我等は、折角此世に人と生まれて來たからには、先づ第一、自己の生命

民族の生命を
尊ばう

を尊んで出来る限り生き甲斐あるやうにしよう。

二 我等の生命は、自分一人のものであると同時に、過去、現在、未來を貫いて無窮に繁榮する大和民族の大生命に屬する。父母は、其の骨肉を分つて子孫に血脈を傳へるから、子孫は、祖先の後身、祖先は、子孫の前身となつて、同じ民族の大生命が永遠に生きながらへる。各自の心の中に宿つてゐる國民精神は、此の民族の大生命を確實に保全しようとする。此の精神が眠らぬ以上は、一個人たる我が生命は民族の生存の爲に極めて大切な事を忘れぬ。尙ほ我等の生命は人類全體の大生命の一部分である。此の大生命を保全する爲に、人類の心の奥には誰にも一樣に人道の精神が宿つてゐる。國家、民族、敵味方の別を問はず、汎く人間の生命保全の爲に盡さうとするのは人道の精神である。

子孫の生命を
尊ばう

三 我等は、祖先の生命を承け繼いで、之を子孫に傳へる爲に、將來の子孫の生命を、民族や人類から現在の我が身に預つてゐる。

我等が、尊い親心を自然から授けられてゐるのは此の大任を果たす爲である。此の親心は、他の動物と一樣に、先づ親の本能として現れ、無意識に子孫の生命を保全しようとする。我等人間は、禽獸のやうに本能のみに頼らず、明かに子孫の生命の尊さを會得して、確實に其の保全の任務を盡さう。

生命の防衛と
自殺

四 生命の尊さは、何物にも代へ難い。我等は自己の生命を尊ぶと同時に、他人の生命を尊ばう。生命の尊さには、老若男女貴賤、貧富の別はない。随つて、人の生命を救助することは、極めて尊い行爲である。我等の生命は天賦の権利であり、自ら之を防衛保全することは、此の権利に伴ふ當然の義務である。健康を害するや

うな悪習慣や、不攝生は、最も恥づべき悪徳である。我等は、悪漢の襲撃に對して、正當防衛の權利を有つ。殺人は、極重の犯罪であり、死刑は、社會の秩序を維持する爲に、國家が已むを得ずして行ふ極刑である。生命の尊さを自覺すれば、生活を向上充實しようとする努力が自然に起る。之に反して、此の世に生き甲斐がないと悲觀する人は、活動の勇氣を失つて、一生を無意味に過ごす。生活の苦惱に堪へず、遂に自殺する人は、更に不幸である。自ら犯した過失や、罪惡は、到底自殺を以て償ふ事は出來ぬ。今日では、自殺は一種の罪惡と見做されてゐる。

五 自己の生命を尊んで之を保全することは、人の常道であるが、我等は、時として、最高の任務又は道德の爲に、生命を犠牲に供せねばならぬことがある。例へば祖國の爲に戦死し、職務の爲に斃

道德の爲には
一命をも惜む

れ、道に殉ずる類である。孟子は、生も亦我が欲する所なり、義も亦我が欲する所なり。二者兼ねることを得べからずば、生を捨て、義を取る者なり」と言ひ、孔子は「志士仁人は生を求めて仁を害することなく、身を殺して以て仁を成すこと有り」と言つたのは、人類最高の道德は一個人の生命よりも尊いことを教へたのである。此の如く、尊い道德の爲に死ぬ人は道に殉ずるのであつて、假令肉體は死んでも其の精神は永遠に生き残つて、日月と光を競ひ天地と無窮を争ふ。「徳の爲に死する人は死せず」といふ西諺はこれを指す。併し、道を行ふにはどうしても生命が無くてはならぬから、生命は固より輕々しく捨つべきものではない。唯徒らに生命を惜む爲に、人の爲すべき事を爲し得ず、又人間として最も尊い事を爲す機会を失ふことは、人間の最も尊い永遠不朽の價値を自ら捨て

去るのである。

第二課 生活の安定

生活の安定は誰にも必要である

一 人は生きんが爲に食はねばならぬ。食ふ道が確實でなければ、其の生活は不安となり、脅威ともなる。衣食住の資財を得る道が確實に立つてゐることを、生活の安定と名づける。併し、人の運命には浮沈があつて、今日得意の人、明日忽ち失意の人となる。甚しきは、一朝天災や時勢の急變が起れば、有産富裕の人も俄かに無産貧窮に沈淪する。如何なる運命に出會つても、生活の不安に脅かされぬ人は、眞に生活實力の自信を有つ人である。獨立生活の能力を有たぬ人は、現在如何なる地位に居つても、其の生活は決して安定とは言はれぬ。文化が進歩して社會組織が複雑になり、

生存競争は益、劇烈となつて、生活の脅威が諸方から、壓迫して來る今日では、生活安定の爲に確實な基礎を作つて置くことが殊更肝要である。我等が今日學を修め業を習つてゐるのも、結局將來生活安定の爲に外ならぬ。

二 労働を貧窮者の專業と賤み、安逸享樂の生活を誇とした時代は、最早過去の夢となつた。現代の生活は何人にも労働を要求し、「労働は神聖なり」との主張は、最早廣く承認されてゐる。労働には、筋肉労働もあれば、精神労働もあるが、今日の文化生活では、筋肉労働もせず、精神労働もせずに生活の安定は得られぬ。「労働せざる者は食ふ可らず」といふ標語は、最も簡明に生活の原則を示す。無爲徒食する者は、結局他人の労働に寄食してゐる。我等は自ら労働し、常に正道を踏みつゝ、自己の生活安定を得よう。

生活の安定を得る爲に労働しよう

生活の安定には多少の財産を必要とする

三 人類の野蠻な自然生活には、別に財産といふものはない。人口が繁殖して労働と資本を要する經濟生活を營むやうになつてから、始めて財産が生まれた。文明社會の財産には、土地・家屋・器具・設備・物資・現金・預金・株券のやうな有形のものもあれば、名譽・信用・権利のやうな無形のものもある。無形の財産があれば、有形の財産はなくとも、生活の安定は得られる。併し、有形無形どちらの財産もない人は、日常生活にさへ不安を感じ、病氣・災害・其の他、不時の事變には非常な生活難に出會ふ。一身一家の生活安定を得る爲には、各自平素勤儉力行して多少の財産を蓄へて置かねばならぬ。必ず所得の一割以上を貯蓄する事は、文明諸國に厲行されてゐる一般の慣習である。収入の全額を消費する其の日暮しには、生活の脅威が背後に迫つてゐる。我等は將來收入相應に暮して相當

貧富共に道德を守らう

の財産を蓄へ、確實に、生活の安定を得よう。

四 相當の財産を蓄へて生活の安定を得てゐる人は、自己の體面を保ち道德を重んずるが、其の日の生計に苦む貧窮者は、多少道德に背いても已むを得ぬと認容するのは悲しむべき謬見である。道德の實行には本來貧富の差別があるべき筈なく、又富者の道德、貧者の道德と、高下二様の標準があるべき筋もない。生活の安定が人間一般に必要なやうに、道德は如何なる人も一様に踏むべき道である。古今東西を通じて、貧困は誰しも厭ふ所であり、富貴は皆人の欲する所である。生活に窮すれば恣に自己の才能を伸ばすことも出來ず、又爲すべき事と知りつゝ、爲し得ない事が多い。併し、修養の志ある者に取つては、貧窮や困苦缺乏は却つて人物試練に絶好な機會ともなる。併し、我等は清貧に甘んずること

は出来ても、赤貧洗ふが如くでは、子女の教育にも差支へ、人間の常道が満足に踏まれぬ。道德の實行には生活の安定が要る。併し、又富は直ちに道德を生み出すものでない。否、富貴は却つて道心を傷け、節操を害うことも少くない。人は道德を忘れ、蓄財の念に驅られて、利慾の一方に走れば遂に一身を危ふくする。併し、富貴には誘惑や危険が伴ふからとて、必ずしも之を厭ひ、之を憎むべきものではない。正しい道を踏んで得た富貴は、社會から得た正當の報酬である。我等は之を保有するに何の顧慮するところが要らうか。世人は、寧ろ之を得る爲に爲した努力と功勞とに對して、相當の敬意を拂ふべきである。道德は貧富を超越した人間の正道である。我等は貧富孰れであつても、人倫の正道を踏みはずしてはならぬ。

生活の脅威は
思想問題を起す
資本 + 地代 + 勞賃 = 生産費
生産費 = 利子 + 利潤
資本 地代 勞賃 利子 利潤

自己の天分と
職業

五 歐洲に於ける前世紀の産業革命は、現二十世紀に貧富懸隔

の大問題を遺した。資本家と労働者は相對立して、階級闘争を生じ、經濟上政治上社會上に種々の難問題を惹起し、其の解決を求め、爲に今日尙ほ種種の運動が行はれてゐる。此の運動は遂に我が國にも波及した。これが所謂思想問題である。而かも其の根本には、深刻な生活問題が横たはつてゐる。要するに多數の人が生活の安定を求めてゐる。社會の如何なる方面に生活の脅威が存在してゐても、それは社會に取つて、誠に由々しき問題である。生活安定の問題は、社會のあらゆる問題の根本問題と言つてよい。

第三課 職業の選擇

一 生活の安定を得る爲に、人は、一定の職業に従事せねばなら

資本家 = 労働者
社會問題
階級闘争
資本 労働者 階級闘争 社會問題

ぬ。社會分業組織の一部を分擔して、自己の生活の資財を得る所に、職業の生命がある。従つて、職業は、社會に取つて何等かの價値を有つ。併し、職業が全然自己に不適當であつては、職業の價値を發揮することが出来ない。社會に取つて最も價値ある職業は、自己の長所、即ち天分を最もよく發揮するものでなければならぬ。かゝる職業を選ぶ事が職業選擇の第一の標準であつて同時に、成功の秘訣である。

二 職業の選擇には、自己の天分即ち長所を第一の標準とするが、社會の需要を無視すれば、職業の根本義を失ふ。何程自己の長所に適しても、社會に需要のない職業は、結局無用の職業に過ぎぬ。随つて職業選擇の第二の標準は社會の需要である。併し、社會の需要には永久的のものと、一時的のものとあるから、我等は輕々し

社會の需要と
職業

く一時的の趨勢に誘はれて職業の選擇を誤つてはならぬ。自己の長所と、社會の需要は、其の孰れを輕く見ても宜しくない。社會の需要のみに着眼して、自己の適否を顧みぬ者は、自己の好みに偏して、社會の需要を無視すると同じく、遂に失敗を招くより外はない。

三 封建制度に伴つた家業世襲の時代は最早過ぎ去つた。今日では、何人も、己の長ずる所に従つて、職業選擇の自由を有つ。併し、父祖の家業には資本・設備・經驗・熟練等世襲の利便が多い。強ひて此等の利便を捨て去る理由がなければ、父祖の家業を承継するのが、順當穩和の途である。併し、子の天分を顧みず、強制的に家業を繼がしめる事は宜しくない。父祖の家業を繼ぐ人は、よく其の業に習熟すると共に、時勢の變遷と學術の進歩に鑑み、其の改良進

家業と職業の
選擇

職業と其の責任

歩を圖るがよい。

四 人は誰しも一定の職業に従事して勤勞せねばならぬ。職業は個人生活並に國民生活の安定の基礎を作ると同時に、社會奉仕の意義をも有つ。職業もなく、勤勞もせず、安逸の生活を送る人は、勤勞者に對して恥づかしい。正當な職業には、貴賤尊卑の別はない。職業は勞働と同じく神聖である。忠實に職業の責任を盡す人は、社會から尊敬を受ける。職業に従事する人が、忠實に其の責任を盡さなければ、社會の分業は忽ち其の統一を失ひ、社會の共同生活は全體として安定を失ふ。例へば公益を保護する官吏や警官が、其の責任を怠つたら、如何なる結果を生ずるであらうか。汽車・電車・自動車の運轉手が責任を怠つたとすれば、乗客の損害は如何であらうか。工場同盟罷業も其の損害は決して資本家の

職業の責任と轉業

みに止まらぬ。職業を神聖ならしめると否とは、一に其の職責を盡すと否とによつて分れる。

五 一旦職業を選んで之に従事する以上は忠實に其の責務を盡すと共に永く之を持続するのが正道である。同一の職業に永く全力を傾注する人は業務に興味を生じ、之に練達する。些少の不平不満や失敗で轉々職業を變更すれば眞に業務の興味を見出す暇もなく一生を失敗に終るのみならず、一方には社會に對して無責任の謗を免れぬ。平素頼みつけた大工が俄かに轉業し、又は日用品を供給する商店が突然廢業する事があつても顧客の迷惑は一通りでない。忠實に職責を盡すことは自己の爲であり、且社會の爲である。英國の諺に、「自己の職業を不足視するものは、決して満足なる職業を得るの期なし」とあり、古人が、外を慕ひて業を

徒す者は、皆其の堂に造らずと言つたのは、輕々しい轉業を誠めたものである。

第四課 産業と國運

産業は生活の必需品を供給する

一 社會の分業組織に於て、日常生活の必需品を供給するものは農工商の産業である。幼稚な社會では、衣食住其の他生活の必需品は極めて小範圍内で相互に有無相通じ、自給自足の状態であつたが、文化の進んだ今日では其の需要供給の範圍が著しく擴張され國産を輸出し、外國品を輸入して、通商貿易は廣く世界各國に互つて行はれてゐる。自國の産業が發達進歩すれば、國內の生活程度も一般に向上し、國産の輸出も盛になるが、産業幼稚の間は、生活程度が低い上に外國品の供給を仰がねばならぬ。一國內で大

産業は國力を作る

體生活必需品に、自給自足の途が立つてゐなければ、一旦緩急ある時には國民は忽ち生活必需品の缺乏に脅かされる。

二 國家の活動は、如何なる方面に於ても、財力を必要條件とする。國家興隆の本は、固より國民精神の剛健にある。併し、この精神を、國家事業の實際に活動さす爲には、必ず財力の基礎がなくてはならぬ。而して、其の財力を作るものは、農工商の産業ではないか。國力振興の手段方法は、之を産業に求めるより外はない。これを産業立國と名づける。産業が發達すれば、國力が充實し、それが不振となれば、國家財政の基礎が危ふくなる。現今世界の強國と稱せられてゐるものは、孰れも産業を以て國力の基礎を作つてゐる。大英國が、世界に優越の地位を占めたのも、十八世紀以來の産業の發達により、普佛戦争後の獨逸の目ざましい勃興も、産業の

平時の國際競争は經濟戰である

進歩を背景とし、世界大戰後に於ける米國のすさまじい優勢も、産業の富力に基づくことは言ふまでもない。

三 今日の國際競争は、實力の競争と言はれてゐる。戰時に於ける國家の實力としては、固より軍備兵力が大切である。平時の國際競争に於て、平和保證の爲に軍備兵力も固より必要であり、國民の體力・智力・性格は孰れも國民の實力を示すが、國家の對外活動に缺くべからざる實力は、實に産業を基礎とする財力である。平時の國際競争は、結局産業界の經濟戰となる。而かも此の國際經濟戰に敗北する國家は、到底無力不振の慘狀を免れぬ。

産業は國民の對外信用を作る

四 自國の産業並に財政の狀態が、對外信用を作ることは言ふまでもない。併し、輸出品の良否や、海外貿易に従事する人々の行爲は、國民全體の信用に關することが大きい。殊に、海外に踏み出

産業と我等の使命

して産業に従事する人は、外國に於て祖國を代表するから一層其の責任が重い。

五 將來實業家として世に立たうとする人は、直接に以上の重大な使命を擔うてゐる。併し此れ等の使命は、固より實業家のみによつて果されるのではない。一國産業の振興は、必ずしも業務の別を問はず、舉國一體となつて、社會各方面の人々の協力に待たねばならぬ。我等は、將來實業家たると否とに拘らず、我が國産業の振興に對して重大な使命を帯びてゐる。

第五課 自然生活より文化生活へ

人は天賦の本能によつて自然生活を營む

一 人は何等の教育を受けずとも、自然に成長發達して、生活を營む能力を具へてゐる。例へば、飢ゑた時に食物を取り、渴いた時

人智の發達に
伴ひ自然生活
は次第に文化
生活に進む

には水を飲み、又危険を避け、敵と戦ふ等、自然に生活に必要な行動を執る類である。此の天賦の生活能力を本能と名づける。心身の成長發達を自然に任せ、天賦の本能の要求するまゝに行動するのが、自然生活である。山野の禽獸生活は、専ら本能のみによるから、純然たる自然生活であり、幼兒や、野蠻人の生活も亦之に近い。

二 人間は何時までも、山野の禽獸と一樣な自然生活では満足せぬ。人智が進むにつれて、物質生活も、精神生活も、現在より一層よき状態への改善向上に努力する。つまり理智の指導によつて、本能の要求を醇化して、生活に一段高い満足を得ようと圖る。此の生活向上の努力は人間に固有な理性の已むに已まれぬ欲求から起る。此の欲求は、人類一般に共通であるから、之を以て社會生活の共同目的とする。随つて人類の理性が次第に覺醒して明晰

となるに伴ひ、社會多數の人が協力互助の精神によつて、研究工夫を積んで、漸次に此の共同目的を達し、其の結果、一般に生活状態を改善し、益、其の内容を充實して、理性に一段高い満足を與へるやうになつた。此の如く生活状態を、改善向上した結果を指して、文化と名づける。現代の文化は、經濟政治風俗習慣道德宗教學術藝術等の孰れの方面も、過去幾千年を通じて續行された、人類向上の努力の結晶である。即ち、前代既成の文化を承け繼いで代々絶えず改善進歩を加へた累積である。文化の原語は耕作の意義であつて、自然物に人工を加へて改善した成績を指す。随つて文化生活は言ふまでもなく、文化の恩澤に浴する生活であつて、有りのまゝの自然生活に對して、理性の努力によつて改善を加へ、向上進歩した生活と言つてよい。今各國文化の由來を尋ねて見るに、決して

一時代に完成したのもなく、又一國丈け孤立して出來上がつたものも無い。どの國の文化も、長い間に、幾度か異種の民族が相接觸し、相互に刺戟を受け、彼我相學び有無相通じて、各種の文化を淘汰融合したものである。我が國現代の文化は、大和民族固有のものに、朝鮮支那印度並に西洋の文化を攝取同化してゐる。現代世界の文化は、何れの國に就いて考へても、決して二三の國や、現代のみの產物でなく、古今東西を通じて、人類全體の協力互助の賜物、即ち人類共有の財産である。随つて文化の惠澤は廣く世界各國に均霑して、人類全體の生活を幸福にすべきものであつて、決して一人乃至一國が獨占私有すべきものではない。戊申詔書に「方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス」とある聖旨は正にこれであらう。

物質文化と精神文化は現代人の生活内容を充實する

三 文化生活は、物質生活精神生活の二方面に大別される。物質生活は、衣食住のやうな日常生活の物質上の必需品を得る經濟生活を指し、精神生活は、知的生活、道德生活、趣味生活、宗教生活、政治生活を包含する。随つて此の分類に對して物質文化、精神文化の名稱がある。衣食住のやうな物質文化は、野蠻人の未開生活にも一日も無くてならぬ必需品であるから、人類文化史上に於て最も早く發達した。而かも其の發達には、精神生活が基礎となつてゐる。精神生活の各方面は、夫れ々學術、風俗、習慣、道德、藝術、宗教、政治等の精神文化を生み出し、人智の開發に伴つて、漸次其の發達を遂げた。精神生活の各方面は、本來孰れも一つづゝ單獨に引き離すべきものでなく、相互に依存し、相互に影響し、相錯綜して極めて複雑な密接不離の關係を保ちつゝ、全體として發達進歩を遂げた。

自然生活
 本能
 正當防衛
 過剩防衛
 人智発達
 文化生活
 理想
 一、物質文明
 二、精神文明
 (文化)

精神生活は、物質生活を改善する根源であるが、物質生活其の物は
 は精神生活に缺く可からざる必要條件である。文化生活は便宜
 上多方面に分類するが、全體として大局から觀察すれば、各部脈絡
 貫通した組織を有つ一大社會共同生活である。これは宛も一個
 の生きた有機體が各種の機能を統合して、其の生活を營むやうで
 ある。これを社會の有機組織と名づける。社會の物質生活と精
 神生活とは、相互に必要缺く可からざるものであつて、其の孰れの
 一方をも偏重し、又は偏廢してはならぬ。又精神生活の各方面も、
 相互に必要缺く可からず、各自異なつた内容を以て、夫れ々異な
 つた目的を達する事によつて、社會全體の共同目的を達成する。
 斯くの如く、物質精神の兩方面並に精神生活の各方面が、有機的關
 係を以て協力互助し調和統一して、人類の生活を向上進歩させて

現代生活は物
 質文化を過重
 し精神文化を
 輕んずる傾向
 がある

行くのが、文化生活である。社會の文化を離れて、現代人の生活は
 在り得ない。我等は、社會の文化を我が身に攝取同化する事によ
 つて、始めて生活の内容を充實する。

四 健全な文化生活は、固より物質精神の孰れにも偏つてはな
 らぬ。併し、現代の世相は前世紀の物質萬能主義の餘弊を承けて、
 動もすれば、物質文化を過重し、精神文化を輕視する傾向を有つ。
 物質文化のみを尊んで、精神文化を顧みぬ唯物主義に陥れば、社會
 生活は偏跛不具な状態となつて、其の中に由々しき禍根を作る。
 我が國では、最近文化といふ語は、一種の流行語となつてゐるが、遺
 憾ながら、理性の高尙な要求を満足するやうな文化を指さないで、
 多くは勝手な意義に用ひられてゐる。就中、文化住宅、文化生活な
 どや、衣服、食物などの日用品に文化の名を冠してゐるのは、主とし

て物質文化を指し、孰れも精神文化を軽く見てゐるのは、文化といふ語の、正しい用法ではない。眞の文化生活は、物質生活の向上進歩のみに止まらず、進んだ精神生活を包含して、理性に高尚な満足を與へるものに限る。

五 人類は、本能のみによる自然生活に満足せず、理性の已むに已まれぬ要求に促されて、生活の向上改善に努力した結果として、自然生活から超越して文化生活に進んだ。併し、人類は未だそれに満足せず、尙ほ又絶えず同じ理性の要求に促されて、文化生活其の物の向上充實に努力して已まぬ。それは、いやが上に文化の進歩を來す。理性の向上の欲求は、何時までも飽くことを知らない。文化の進歩にも其の極限がない。文化生活は、斯くの如く永遠に理想を追求しつゝ、向上進歩して止まる所を知らぬ。

文化生活は永遠に理想を追求して已まぬ

第六課 常識と科學的知識

常識は實務家に大切である

一 我等の日常生活には一般に常識が大切である。進んだ教育を受けても、手紙の書き方も、人に物言ふすべも知らぬといふ非難は、多く常識の足らぬ所から起る。常識とは、世間普通の事理と人情を解し、日常生活の言語行爲が、よく中庸を得ることである。之を知識と見れば、普通の知識であり、判断力と見れば、健全な判断力である。常識に富んだ人は、知識が廣い許りでなく、理窟一遍に流れず、判断が健全であるから、日常、事をなすに當つて、よく臨機適宜の處置を爲すことに長ずる。随つて實務に成功する人は、大抵常識に富んでゐる。

二 常識を常人普通の知識と見れば、之に對立するものは、専門

常識と科學的知識

學者の科學的知識即ち學識である。常識は日常生活に必須にして缺くべからざる實用の知識とすれば、科學的知識は其の儘では、直接に日常生活の實用に疎い専門の理論的知識である。常識は、一般の人が誰でも有つてゐる普通平均な標準知識であり、科學的知識は此の標準より一段程度が高く、且、多少一方に偏つた少數専門家の深い知識である。常識は廣く淺く、學識は狭く深い所に、各其の特色がある。常識は豊富であつても、科學的知識に乏しい人や、科學的知識は深遠であつても、常識に乏しい人も珍しくない。併し、又常識に富んだ實務家で、相當に科學的知識を具へ、學識の勝れた學者で常識に富んだ人もある。

三 日常生活に必須な普通の知識は、學校教育で學び得られるが、其の儘ではまだ常識が有るとは言はれぬ。普通の知識が健全

常識を養ふ爲に日常生活の經驗を積み見聞を廣めよう

な常識になるまでには、多くの人に接し、様々の世事に當つて、日常生活の經驗を積み、且、世上の見聞を廣めねばならぬ。世の實務に當り廣く人に接して、世態人情に通じた人は、物の分つた人即ち常識に富んだ人である。其の意見は、別に斬新奇抜なことはないにしても、穩健着實の長所を有つてゐる。昔から、廣く旅行して世間を見れば、世態人情に通ずるものと考へられてゐる。我が國の俚諺には、「かはゆい子に旅をさせよ」と言ひ、英國の俚諺には、「遠く旅せし人は、知識に富む」と言つて、孰れも旅行を奨励する意がある。

四 學識は専門學術の修得によつて養成せられ、學術的研究を積むに従つて深くなる。學術には、それ／＼精密な研究法があつて、各、眞理の探求を目的としてゐる。學者は目前の利益には眼もくれず、永遠不朽な價值ある眞理を發見しようと努力する。自己

學識は研究によつて深くなる

の利害はさて置き、學問の爲に學問し、眞理の爲に眞理を探求する
のが學術研究の精神である。而かも、日常生活の福利を増進する
幾多の發明・發見は、實に此の研究精神の賜物である。學者の研究
は、一見實用に疎いやうであるが、實は文化の進歩を來し、人類の生
活に幸福を齎す根源である。

五 我等の日常生活に實用をなす知識は、正確を要する。曖昧
不正確又は誤つた知識は、失敗・失策を招き、他人に迷惑をかける原
因となる。正確な知識の標準は、科學的研究法によつて洗練され
た科學的知識である。科學的知識も科學的研究法も、昔は専門の
科學者に獨占され、普通の人には、全く無用のものとして顧られな
かつたが、文化が進歩するにつれて、それ等は、孰れも次第に日常生
活の各方面に應用され、今日では最早極めて大切なものとなつた。

科學的知識を
實務に應用し
よう

工業は勿論のこと、常識や經驗許りで營んでゐた農業・商業も、科學
的知識や、科學的研究法を應用した爲に、長足の進歩を遂げたでは
ないか。獨創・研究・發明・工夫・組織・計畫・整理・應用等は、最早専門の學
術界のみに限らず、普通の日常生活にも廣く應用されてゐる。彼
の科學的管理法と名づける機械工業の能率増進法も、結局科學的
研究法應用の一例ではないか。現代の進んだ業務は、到底常識や
經驗のみでは押し通されぬ。昔時學者に限られた科學的知識は、
今日では廣く世人の常識となつて實務に應用されてゐる。最近
學術の進歩に伴ひ、成人教育又は通俗大學或は大學擴張等と稱へ
て、専門の科學的知識を通俗化して、従業員に普及する運動が盛で
ある。此れ等は、孰れも産業の能率を増進し、合理的に其の發達進
歩を促す手段である。

以上

性格は道德實行の力として個人の價値を表はす

第七課 性格を鍛錬しよう

一 あてになる人慕はれる人又晴やかな心を有つてゐる人絶えず自敬自重して良心の聲に耳を傾けよく私慾私情に打克つて人間の正道を踏む人等は孰れも確實に道德を實行する能力を有つ。此の能力を指して性格又は徳と名づける。性格の善悪は個人によつて一様でないがそれは決して生まれながらに出来上がつてゐるのではない。生後天賦の徳性を涵養錬磨した結果道德實行の能力が確實に出来上がつて始めて其の人の性格即ち徳となる。日常の用語では性格は普通人格と同じ意味に使はれる。併し嚴密に區別すれば人格は廣く人の人たる資格を指すのであるから其の内容は知識趣味宗教道德政治經濟等文化生活の全方

性格を作るには同時に道德上の知見を養はう

面を包含するが性格は其の中に就いて専ら道德方面のみに限られる。随つて性格は人格の道德價値を表す。併し人間は道德を最も價値あるものと考へ人格の價値は主として道德價値によつて定められるから立派な性格を立派な人格と同じ意味に通用して、少しも差支ない。人が善事を行ふか悪事を行ふかは全く其の人の性格の善悪により分れるから性格は其の人の日常の行爲を支配し、延いて一生の運命を左右する原動力となる。

二 人は自然のままに生活するときには山野の禽獸のやうに天賦の本能のみによつて行動する。併し唯本能のみに頼つて行動してゐたのでは到底十分に自己の満足を得るやうな生活を營むことは出来ぬ。随つて理智の光によつて本能の活動を善い方に導く標準として道德が起り善悪の觀念が次第に明瞭となる。

修身の教は主として、道德上の善惡の觀念を明瞭にする爲である。天賦の本能を出發點とし、善惡の觀念を標準として、知行一致の訓練が出来上がつて、道德實行の能力を確實に體得したものが、性格即ち徳である。性格鍛錬の道は道德を實行する事によつて、實行の確實な習慣を作るより外はない。而かも道德の實行に當つて、之を指導する標準となるものは、善惡の觀念、即ち道德上の知見である。性格の鍛錬には、道德上の知見を養ふことが大切な要件である。併し、道德上の知見が完成して後に、始めて性格の鍛錬に取りかゝるのではなく、此の二者は初から並行することが出来る。知と行とは必ずしも前後せず、又分離せず並行一致するがよい。これが「智徳ノ並進」である。

善事實行の愉

三 道德の眞意を理解し、善行の愉快を感得する道は、善事の實

快を味ひ實行を已むに已まれぬ心即ち責任感を養はう

行に越した事はない。尙ほ人は善事を實行して愉快を覺えるのみならず、悪行には苦痛と呵責を感じ、爲すべき事を爲さぬ間は、不安の念に襲はれる。此の不安の念は、己の爲すべき事を爲し遂げさせるまでは、我等に實行を迫つて已まない。これが即ち已むに已まれぬ心即ち責任感である。善事實行の愉快は人に善を好ましめ、悪行の苦痛は惡を憎ましめ、已むに已まれぬ心は人に爲すべき事を爲し遂げしめる。此等は皆高尚な感情の作用であつて、之を道德的情操と名づける。此の情操は、人間に固有な良心の一面であつて、人をして惡を避け善に向はせる原動力となる。性格を鍛錬するには、道德上の知見を養ふと共に、此の情操を涵養・育成して責任感を強くすることが大切である。

四 性格は、生まれながらに與へられるものでもなく、多年の努

性格は實行意

志の鍛錬によつて出来上がる

力によつて、道德を確實に實行する習慣を、少しづつ、積み上げた結果である。即ち、絶えず悪い習慣を避けて、良い習慣を體得した賜物である。性格の鍛錬は、道德實行の習慣の體得であるとするれば、其の要領は實行意志の鍛錬に外ならぬ。道德の實行は、善事實行の決意を決行する事である。併し、決意の決行には、往々容易に打ち勝ち難い困難が伴ふ。此の困難に打勝つには、勇猛精進して之と奮闘し、之を征服し、毅然として實行すべき事を實行する勇氣と努力とが要る。此の奮闘努力が實行意志の鍛錬となる。我等は道德上の知見によつて、自己の行くべき道を辨へ、道德的情操によつて善事の實行を鼓舞せられ、實行意志の鍛錬によつて、實行の習慣を積み、道德實行の能力を確實に體得して、遂に性格即ち徳を作り上げる。道德の實行に伴ふ困難や、世の艱難、辛苦は、我等の實行意

志を鍛錬する絶好の機會である。又私慾私情の誘惑と闘つて、心中の賊を征服する克己、自制の修養も、同じく性格鍛錬の機會である。我等は、善い事は何でも實行する事に心懸け、困難や誘惑を、意志鍛錬の機會に善用し、道德實行の道に勇猛精進して堅固な性格を練り上げ、孟子の所謂「富貴も淫する能はず、貧賤も移す能はず、威武も屈する能はざる」道德堅固な人物とならう。

五 道德を無視する特權を有つた者は、何處にもない。道德を實行し得ぬ者は、如何なる社會に行つても排斥される。眞に人間らしい價値を有つた人間として、世人に信賴され、且、敬慕される人は、確實に道德を實行する人である。堅固な性格が尊ばれるのは、誘惑に心を動かさず、困難に屈せず、如何なる場合にも、間違ひなく道德を實行するからである。人がかゝる性格の價値を尊ぶのは、

性格の價値は
道德の權威か
ら生ずる

人間の文化生活では道德の價値を最上の位に置いて、何物も之を越えることを許さず、其の權威を最高至上と認めて絶對的に之に服従すべきだからである。つまり性格の價値は道德其の物の最高權威から生ずる。

第八課 趣味に慰安を得よう

一 學校の遠足で都會の塵を逃れて、白砂青松の海岸に出て、廣とした青海原を見渡すときには、思はず好きな唱歌の一節を口ずさみ、あたりの風景を畫きたくなる。汗を流して山を登り、見晴しのよい絶頂に辿りついた時にも、期せずして眺望讚美の聲が起る。讀本の中に心ゆくばかりの歌や、美文に出會つた時には、外の事を打忘れて楽しいゆかしい氣分になる。圖畫音樂乃至歌、美文

學校生活に現れる趣味

趣味は人格に氣品を添へる

などは、日常生活や業務には、一寸無益のやうにも見えるが、我等の趣味を養ふ上に、大切な役目がある。加之、若し此れ等の學科が無かつたとすれば、學校生活は、何れ程無趣味、單調となるであらう。趣味は、我等に目立たぬ慰安を與へ、且、元氣を鼓舞してゐる。

二 趣味生活は、本來人間の已むに已まれぬ欲求から起つたもので、到底之を人生から除き去る譯にはゆかぬ。随つて無趣味な人は、決して圓滿な人格とは言はれぬ。趣味は、自然美を味ふ美感から育て上げられて、藝術美を鑑賞、理解し、其の價値を判斷し、尙ほ進んでは藝術品をも創作する力となる。藝術家は、其の生活の大部分を藝術品の創作に捧げてゐるが、普通の人の趣味は、其の生活の一方面に過ぎず、而かもそれは創作よりも、寧ろ鑑賞の方に傾いてゐる。高尚な趣味は、人格に氣品を添へ、何となく心にゆつたり

とした落着きと餘裕を與へる。これは美の本質が、全然物質上の利害得失の念と無關係であるからである。趣味のない人は、往々物慾に囚はれ、營利のみに汲々として、人格は野卑に流れ、心に落着きも餘裕もない。

三 趣味は、人格に氣品を添へると同時に、精神上に無上の慰安を與へる。人は、高尚な藝術の作品に對すれば、欲望や利害得失の念を離れて、晴れぬとした無欲無我の心になる。これを無關心と名づけ、藝術美の鑑賞に特有な心理状態である。現代社會の劇烈な生存競争の渦中に投じて、利害の打算に血眼になつてゐる人も、一たび此のうつとりとした無我の心理状態になれば、苦惱や煩悶を打忘れて、醜い現實の場面を逃れ、心ゆくまでに美妙的な理想の天地に逍遙する。藝術は、目前の自然美や人生美を更に美化し、理

趣味は精神に
慰安を與へる

想化して、一層優美ならしめ、現實の世界には到底目撃されぬ理想美を、わかり易く具體的に、而かも、鮮かに描き出して、何人にも容易く且、手早く鑑賞させる。これは藝術に特有な力である。尙ほ過去の歴史上の事實や、文藝宗教道德上の高尚複雑な理想も、藝術の作品となれば、書物や議論よりも遙かに容易く手取り早く、我等の心を高尚優美の境涯に導いて呉れる。かゝる藝術美によつて喚び起される快感と、感情の淨化とは、人間の苦惱を消散して、其の精神に無上の慰安を與へ、精神の疲勞を恢復して、其の活動に新しい生命を吹き込む。現代のやうに物質的傾向が盛で、動もすれば精神生活を壓倒しようとする、あわたゞしい社會生活では、藝術の趣味が極めて大切である。人工の藝術に限らず、四季の變遷に伴ふ花鳥風月、山川草木の自然美や、日常生活に遭遇する人生美も、我等

の美感を満足し、我等の心を樂ましめ、高尚な慰安を與へることに變りはない。此等を趣味として樂めば、嵯峨たる人生の行路に、歡天喜地の悅樂を見出して、甘きこと蜜の如き精神の慰安が得られる。

四 學問の研究に熱心な人や、道德の修養に専心な人は、嚴肅な主義から、藝術に對して理解も趣味もなく、寧ろ之を忌み嫌ふ事が少くない。張りつめた弦は切れ易いやうに、熱心や努力の緊張ばかりで、日夜心に少しの餘裕もなく、此の世に慰安といふ事を全く知らぬ人は、早く心身の活力を消耗して、動もすれば、心身に不健全の状態を招く。殊に病中に慰安の途を知らぬ患者は、恢復に向ひ難い。現代のやうに心身の過勞を招き易い劇烈な奮闘生活には、一面に趣味の慰安によつて、心機を一轉し、疲勞や苦惱を一掃し、精

現代生活は慰安を要する

神を休養恢復して、新たな活動に對する元氣を鼓舞することが望ましい。

五 學生は時間の全部を學業に捧げ、實務家は渾身の勢力を業務に注ぎ、少しの餘暇も残さぬのを、極度の精勵として之を稱揚し、且、自ら之を實行しようとする人が多い。これは固より感心な心懸けであるが、それが餘り極端に走れば、却つて其の志に背く。心身の活動は、必ず疲勞を生じ、疲勞には休養恢復を要するから、其の爲に適當の餘暇が要る。又人間は天性活動の變化を要求する。久しく同一の活動を反覆持續すれば、疲勞倦怠は一層甚しいが、活動の局面が變れば、心機一轉して心身を清新にする。まして疲勞倦怠の後に、日頃樂みとする趣味の藝術を鑑賞すれば、一日の勞苦を忘れて、高尚な慰安が得られる。必ずしも藝術に限らず、特に興

餘暇を利用して趣味を養はう

味を感じ、又は嗜好する娛樂があれば、一時、人生の苦惱を忘れて藝術の趣味に劣らぬ慰安を得る。音楽、繪畫、文藝を樂むことは、勿論藝術の趣味である。花卉の栽培や、庭園、風景の美を樂むのも、矢張り一種の趣味である。運動、競技、登山、旅行、遠足の興味も、多大の娛樂と慰安とを興へる。素人寫眞や、素人細工も興味ともなれば、趣味ともなる。我等は業務に勵む傍ら、業務とは緣故が薄く、而かも、人生に必要な娛樂と慰安とを得る爲に、適當の趣味を養はう。

第九課 共鳴に自覺しよう

他人に共鳴して自己の長所短所を自覺しよう

一 共鳴は本來物理學上の現象である。同じ振數を有つ音叉を二つ相隔て、置いて、其の一方を打ち鳴らせば、他の音叉は打たずともひとりでに鳴り出す。此の現象を物理學では、音の共鳴と

名づける。人間にも、之に似た現象があつて、善人は嘉言善行に共鳴し、惡人は惡言醜行に共鳴する。我等は、他人の長所に共鳴して、自己の美點を自覺し、他人の短所を見て自己の弱點を發見する。茲に言ふ共鳴は他人の善行によつて、自己の内部に潜んでゐる同じ性質の存在を發見自覺することである。

意氣投合は共鳴である

二 朋友が意氣相投合し、親友が肝膽相照するのは、相互心情の共鳴である。我が邦の俚諺には、類を以て集るといひ、又孔子は、同聲相應じ同氣相求むと言つた。かやうにして、氣の合つた友達同志の間には、圖らず相互に偉大の感化が行はれて、人格修養の上に大きな價値を有つ。

至誠は至誠と共鳴する

三 人が眞劍の態度になつて、あらゆる虚飾を捨て去り、純眞純美の至誠を發露すれば、如何なる人も之に感動する。至誠の心は

至誠の心に共鳴を喚び起し、心より出づるものは心に徹する。」吉田松陰が幾多の志士を感化したのは、實に此の至誠共鳴の力である。ソクラテスやキリストの殉教に現れた崇高の至誠に感激せぬ人があらうか。至誠の共鳴は、感動感激の極致である。人は感動感激によつて、自己の眞面目を發見する。

四 人は、又共鳴によつて自己の天分を發見する。音樂に共鳴して、始めて音樂に志し、遂に音樂の大家となつた人は、共鳴によつて自己の天分を發見したのである。文藝に共鳴して文士となり、或は政談演説に共鳴して政治家となるのも亦同じく天分の發見である。其の道の大家名士と言はれる人も、初自己の天分を自覺する機會に出會はなかつたために、無意味に半生を過した實例は少くない。我が國には英人スマイルスの名著「西國立志編」に感激

共鳴は天分を發見する

し、奮然志を立て、立派な人物になつた人が少くない。此の種の立志傳は、青年の心に強烈な感激を起す。感激は共鳴である。共鳴は自己の天分を發見、自覺せしめて、自己の行くべき希望の道を示す。

共鳴は自覺と自信を促す

五 一旦共鳴によつて自覺すれば、強い自信を促し、自信は更に奮勵努力を促す。自信が強ければ、如何なる辛苦艱難も、其の元氣を挫くに足らぬ。人は自覺しなければ、自信がなく、自信がなければ、卑屈になり、臆病になり、つまらなく一生を終る。昔から世上に偉業を成し遂げた人は、皆自覺と自信の強かつた人である。我等は、古今の偉人に共鳴して、強い自覺と自信を得よう。

共鳴は心機を一轉する

六 共鳴は自覺と自信を促し、其の結果、往々心機を一轉して、人格に激變を來す。共鳴は、絶望の境遇に希望を見出し、落膽の深淵

にも、勇氣を奮ひ起す。小野道風は、蛙の努力に共鳴して、書道に上達し、ロバート・ブルースは、蜘蛛の根氣に共鳴して、志を遂げたではないか。放蕩の子が、母の無限の慈愛に感激して、心機一轉した美談は、鳩翁道話によつて有名ではないか。盜賊ジャンヴァルジャシが、ミリエル大僧正の崇高の愛に感激した爲に、悪心を翻して、性行を一變した徑路は、佛國の文豪ヴィクトル・ユゴーの傑作「哀史」中に深刻に描き出されてゐるではないか。

第十課 人格を充實しよう

人格の意義

一 人格は人たる資格であり、又禽獸と區別される所以である。人格には自我といふ自覺が必要である。幼兒には自己と他人との區別が明瞭でないから、自我といふ自覺もなく、まだ人格

も成り立つてゐない。幼兒は成長發達するにつれて、先づ他人の存在を認めて、自他の區別を知り、自他相互の關係から、自我といふ自覺が漸次に明瞭になる。日々の思想感情や、行動云爲は千變萬化極りなきに拘らず、之を統一主宰する主體は、皆同一の自我である。昨日約束した自我も、今日履行する自我も、同一の人格である。喜怒哀樂の情緒は、時々刻々に移り變つても、其の主體は、何時も同一の自我である。人は生後身體精神共に成長發達して、年々歳々變化するが、而かも、其の主體は、一生を通じて同一の自我であることを自覺する。これを人格の同一性と名づける。随つて人格は、生涯を通じ終始一貫して心身のあらゆる活動、即ち全我を統一主宰する主體を指す。人格の觀念は、固より自我の自覺から出發するものであるが、眞の

人格の觀念は、社會の中に他人と對立して生活することによつて、始めて成り立つもので、全く社會から切り離されては、決して成り立たぬ。我等は協力互助の精神によつて共同生活を營んでゐる社會の一員であるといふ自覺を得た時に、人格の觀念が始めて明瞭になる。これは通例青年期に達した時である。

二 人格の要素には、形式・内容の二方面がある。心理學上から見て、人格は、智情意を統一する主體を言ふ。健全圓滿な人格には、智情意が各健全な發達を遂げて、其の作用が圓滿に調和を得てゐる事が必要である。又人は智情意の交互作用によつて其の生活に必要な知識技能を習得し、道德上の性格を鍛鍊し、趣味を養成し、又信仰を感得する。此等は、總べて人格の内容を作り上げる。隨つて人格は、知識技能・性格・趣味・信仰を統一主宰する主體になる。

人格の要素

而かも此等は、若し全然其の一を缺き、又は相互の聯絡を失へば、人格が不完全となる。智情意は人格の形式的要素であり、知識技能・性格・趣味・信仰は、人格の内容的要素である。文化生活の各方面から見れば、知識技能には經濟・政治・學術の三方面があり、性格は道德・趣味は藝術・信仰は宗教の方面に相當する。

三 人格の形式的要素たる智情意は、本來天賦の精神作用であつて、實際生活と教育によつて發達し、其の内容的要素たる知識技能・性格・趣味・信仰も、同じく教育と實際生活によつて充實される。詳言すれば、我等は、實際生活と教育によつて、社會の文化を我が精神生活の内部に攝取同化しつゝ、人格の形式を發達さすと同時に、其の内容を充實する。隨つて、人格の内容は社會文化の内容と符合し、社會の文化は、人格内容となつて、其の内に包容されてゐる。

人格の内容は社會の文化によつて充實される

文化生活には、知識・道徳・趣味・宗教・政治・經濟の六種の生活方面があるが、此等六種の生活方面は、各個人に均等に具はつてゐるのではなく、其の人の地位・業務等によつて主力を注ぐ方面が異なる。例へば政治家は政治生活に、實業家は經濟生活に、學者は知識生活に、藝術家は趣味生活に主力を注ぐ類である。随つて、人格の内容は、個人毎に一樣でない。併し、人格の形式としては、智・情意の統一を失つてはならぬやうに、人格の内容的要素としては、知識・技能・性格・趣味・信仰は其の孰れをも缺いてはならぬ。換言すれば、個人生活は文化生活の六方面を具へねばならぬ。自己の地位・業務のみに没頭して他を顧る暇なく、生活方面が一方の極端に偏すれば、人格も亦一方に偏して其の圓滿を缺く。

四 人格の價値は、政治上の手腕にあるか、地位・財産にあるか、將

人格の價値は
道徳の價値を
中心とする

た又學識・徳望にあるかといふ問題は屢繰りかへされ、且、其の意見は古來必ずしも一致しない。併し、最も公平に論ずれば、人間の價値は、全我即ち人格全體の社會に於ける活動によつて定まると言はねばならぬ。人格の活動とは、人格内容を社會に表現する事である。随つて最高價値を有する人格は、即ち人間の生活を最も完全に行ひ得る資格を具へたものと言ふ事になる。一人の人格が其の要素を完全、且、圓滿に發達せしめ、人間生活のあらゆる方面を、完全無缺に行ひ得ることが、人格の最高の理想である。併し、人が神でない限りは、此の世で完全に之を實現する事は出來ぬ。人間として爲し得る所は、及ぶ限り此の理想に接近することに過ぎぬ。古の聖賢と雖も實際の人間としては、多少理想に缺ける所があつた。古來、人間に取つて道徳價値を最高の價値と見る所から、通例

人間の價値を道德價値のみによつて判斷した。随つて、人格と言へば、人間の道德價値を指すのが普通である。これは一應尤もてはあるが、人格は本來多方面のものであるから、單に道德價値のみを見て、他方面の價値を全然無視する事は正當でない。人格の價値は、道德上の性格を中心として、其の知識・技能・趣味・信仰の全體に就いて判定されねばならぬ。我等は道德價値を人間の最高價値と認めると同時に、道德以外の價値を、それらの價値として認めたと上で、人格全體を評價するのが正當である。

五 人格の内容は、教育や實際生活によつて、社會の文化を攝取しつゝ、之を充實するものと見れば、恰も空虚な精神容器に外物を注入するやうであるが、其の實は外部からの注入でなくて、内部からの開發である。生まれた時から自我の内部に眠つてゐる本有

人格の充實は
徳性を中心と
して天賦の可
能性を實現す
る事である

の若芽が、外部の刺戟や養分によつて段々伸びるのである。随つて圓滿に充實した人格は、人間天賦の美性が社會の文化を攝取する事によつて、少しも害はれず、すらりと伸びたものである。人格の充實はつまり、社會文化の攝取によつて、人間天賦の可能性を實現する事である。今人格内容の一方面たる性格に就いて考へて見れば、人間の徳性は本來天賦のもので、初は恰も草木の若芽のやうであるが、素直に良心の聲に耳を傾け、絶えず善事を實行することによつて、次第に涵養され鍛錬されて、遂に性格が成り立つ。尙ほ人格内容の他の方面たる趣味も、同様に、人間天賦の美感に含まれてゐる可能性を實現發達させたものに過ぎぬ。性格と趣味の二方面では、人格内容の全部でないから、性格の鍛錬と趣味の養成が出来ても、人格の充實はまだ完成せぬ。此の外文化生活に必要

な知識技能や、信念が得られねばならぬ。要するに人格を向上充實して、理想を實現する途は、徳性を中心として、人間天賦の多方面の可能性を遺憾なく實現するといふ事に歸着する。これを人格の充實とも自我實現とも名づける。

六 人は人格の可能性を具へて生まれて來るが、之を實現して具體的人格となすには、是非共社會の中で文化生活を営まねばならぬ。人格は結局天賦の可能性が發達して、文化生活を営み得る資格となつたものである。而かも其の發達の養分に相當するものは、社會の文化を除いて他に有り得ない。嚴密に言へば、人格は文化社會の中のみ發達する。社會の文化は、物質文化も精神文化も、其の根源に遡れば、一として、人間に共通な理性の欲求に基づかぬものはない。随つて、社會の文化は、個人の人格活動を外部に

人格は社會の中のみ發達する

表現した總和といつてよい。故に、人は社會の文化に接することによつて、理性の欲求を充たして、内心の喜悅と満足を感じ、且、始めて自己の内部に潜んでゐる理性の欲求の何物なるかを自覺する。例へば、人は眞に善行に感動せぬ間は、未だ明かに善行の好むべき事を知らず、又自己の良心の指圖をも悟らぬ。美妙の音樂に心を奪はれたことのない人は、藝術の感化力を知らず、又我が心に趣味の可能性の内在することをも悟らぬ。要するに、社會の文化は、人間がその理性の欲求を社會生活に實現したものであるから、我等は社會の文化によつて、自己の欲求を充たし、其の欲求を充たすことによつて、欲求其のものを知り、且其の欲求を充たす途を學ぶ。人間天賦の能力は、斯くの如く社會の文化に接し、之を攝取同化して、社會生活を營むことによつて喚び起され、且、刺戟されて漸次に

發達を遂げる。要するに、社會の文化は個人の人格活動によつて進歩し、個人の人格は、社會の文化によつて發達する。

第十一課 自他の人格を尊重しよう

己の人格を尊重しよう

一 我等の胸の奥には、神の心にも通ふ程の尊い至誠の心、即ち良心が潜んでゐる。此の良心を敬ひ尊ぶ所から、自敬自重の念が起り、それは、やがて人格尊重の念となる。人間の行爲を指圖して、無上絶對の命令を下すものは、良心である。人格の尊嚴は、良心の尊嚴から生じ、良心の尊嚴は、其の命令する道德の權威から生ずる。道德の權威は無上絶對であつて、無條件の服従を求め、何人も之に背く事を許されぬ。随つて道德を尊ぶ者は、良心を尊び、良心を尊ぶものは、人格を尊ぶ。人格の尊嚴を自覺した人は、良心の聲に耳

他人の人格を尊重しよう

を傾け、自己の責任を重んじて、自敬自重の念が強い。自己の人格を尊重せぬ人は、無責任、破廉恥、自暴自棄に陥る。

二 自己の人格を尊重すべきものとすれば、他人の人格を尊重すべきことは、理の當然である。自分のみ獨り尊く、他人は卑しいものとして、之を輕侮し、劣等視し、甚しきは奴隸視し、又は機械視し、虐待、迫害を加へる等は、固より不公平である。此等は他人の人格を無視する爲に、却つて自己の人格を傷つけてゐる。併し、文化の低い社會では、これに似た事柄が今日も尙ほ存在してゐる。世の中には専ら自己を中心とし、自己の權利のみを主張して、他人の權利を侵害することを顧みず、自分の意見を主張することを知つて、反對意見を尊重して、正當に之を理解する度量を有たぬ者がある。斯かる誤つた思想を一掃する途は、自他の別なく公平に人格を尊

學校内の人格
尊重

重する外にはない。

三 學校の生徒は、どんな家の人も、生徒としての資格も、人間としての資格も、皆同一であつて、其の間に何等尊卑の別はない。我等は先生や、上級生は勿論のこと、下級生に對しても、一樣に相互に人格を尊重せねばならぬ。上級生は下級生を輕蔑し、年長者が年少者を侮り、又は同級生に對して妄りに待遇の差別を立て、友達に分け隔てをなし、不幸な人を冷笑し、淺はかな身分自慢や親の自慢をするのは甚しい不心得である。自己の人格の尊いことを自覺すれば、自ら自敬自重の念が起つて、かやうな輕々しい不心得は出來ぬ。

家庭内の人格
尊重

四 我等は楽しい一家團欒の中にも、家族相互に人格を尊重することを忘れまい。我が國では、父母舅姑、兄姉、其の他家族親族の

尊屬を敬ふことをよく心得てゐても、子女弟妹等の卑屬や僕婢等の人格を尊重する心得がまだ十分とは言はれぬ。殊に今日の僕婢、其の他の使用人は昔の主従關係と違つて、對等の人格として契約した雇傭關係であるから、其の人格を尊重して相當の自由を與へ、無理な使役や非道な待遇をしてはならぬ。

社會に於ける
人格尊重

五 社會に於ける人格の相互尊重は、禮儀作法の精神に現れる。此の精神が社會一般に普及すれば、社交は極めて平和に行はれる。殊に實務に於いて、使ふ人と、使はれる人が、相互に自他の人格を尊重すれば、業務の進行を圓滑にする。若し何時までも、舊時代の階級尊卑の習慣に囚はれて、甚しい差別待遇をする心があれば、社會に紛擾や爭議が絶えない。併し、相互に自他の人格を尊重する念さへあれば、不當の差別待遇がなくなり、各種の紛擾や爭議には自

ら緩和解決の道が生ずる。風采や外見などで人を輕蔑し、又は身分や財産を恃んで、傍若無人の振舞をするやうな事は、最も慎むべきことである。

第十二課 男女相敬

一 人は、自他の別なく相互に人格を尊重すべきものとすれば、男女の別によつて、尊卑の差をつける事は勿論不當である。併し、人類社會發達の歴史の上では、女子は長い間、卑下屈從の地位に甘んじてゐた。根據薄弱な女子劣等觀の偏見は、幾多の陋習を作り出して、女子の活動範圍を制限し、且、其の教育の進歩を妨げた。其の結果として、男子は女子を輕んじ、女子も亦、之を當然と思ひ込み、自己の人格を尊重する念慮を養ふ機會を有たなかつた。近世に

男女相敬は人倫の常道である

なつて、女子は勿論、男子も此の點に覺醒した。今日では、女子劣等觀は、最早存在の理由を有たぬ。女子の不當不合理の待遇は、漸次改善され、我が國でも、今日は既に人倫の公道たる男女相敬の途を進んでゐる。

二 我が國には、明治の初年に、男尊女卑といふ新熟語が出来た。昔は、夫婦關係を、主從尊卑の關係と考へた事もある。男子が優越の地位を占めてゐる社會に、此の思想や風習が行はれるのは、蓋し已むを得ぬ。我が國のみならず、東洋諸國では、男尊女卑を以て、普通一般の風習と認めてゐた。西洋でも、上古は東洋と大差はなかつた。併し今日では、男尊女卑を主義として主張する人は最早ないとしても、其の風習はまだ幾分か残つてゐる。此の思想は、昔には男子の自尊心を強め、其の活動を鼓舞し、之に優越の地位や勢力

男尊女卑は男女相互に不利不公平である

を獲得せしめる爲に、極めて便利であつたが、女子の自尊心を傷けて卑屈因循に導き、其の活動を妨げて無爲無能となし、卑下屈從の地位に甘んぜしめた許りでなく、遂に自ら精神生活の向上を怠る弊風をも醸した。男尊女卑は、一寸考へれば、男子に有利なやうであるが、深く考究して見れば、女子に不利であると同様に、男子にも不利になる。劣等の女子を妻とすることは、夫の體面を汚すのみならず、其の事業の成否にも拘る。女子が一般に男子に比べて修養も劣り、能率も低いことは、男子の生活の上から許りでなく、國民の品位の上からも、國力の上からも、決して望ましくない。如何なる立場から考へても、男女は教育の程度に於いても、人格の價値に於いても宜しく權衡を得ねばならぬ。此の男女對等の理想に到達する道は、先づ互に人格を尊重して、男女相敬の風習を作る外は

ない。

女尊男卑も男
女相互に不利
不公平である

三 我が國では、明治初年に西洋文物の輸入と共に、男尊女卑の對句として、女尊男卑といふ熟語が出来た。我が國男尊女卑の舊習に比べて、西洋文明諸國の風俗は、女尊男卑であるとして、或人は之を羨望し、或人は之を擯斥した。西洋とても、政治上、經濟上、教育上から見て、女子は決して男子より優越の地位を占めてゐないことは、昔も今も變らぬ。併したゞ社交上の禮儀に、女子を尊敬する風習が廣く行はれてゐる事實から、我が國に女尊男卑の誤解を生じた。西洋で女子を尊敬する風習は、中世紀に宮廷の騎士が、貴婦人を尊敬した風が、次第に一般に普及した結果である。騎士に尊敬された貴婦人達は、其の責任を感じて自重した爲に、學識修養の程度は寧ろ當時の騎士以上にあつた位である。併し此の風習が

一般に廣がつた後も、政治、經濟上で優越な男子の地位や勢力を動かすには足らなかつた。西洋の女權擴張運動は其の爲に起つたのではないか。併し、飽くまでも、女尊男卑の主義を貫徹して、女子が男子よりも遙かに優越な地位と勢力を獲得し得たとすれば、それは果して女子の爲に有利であらうか。女子は卑屈無能な男子を夫として、果してよく其の體面を保ち得るであらうか。劣等な男子を一半とする國民は、果してよく其の品位を保ち、國運の隆昌を圖ることが出来るか。女尊男卑は、結局男尊女卑と同じく、不公平な而かも男女相互に不利な偏見ではないか。穩健中正の思想は、男女互尊即ち男女相敬の外にはない。

男女相敬の風を作るには男子の理解が大

四 男女相敬の思想が、一般の主義となつて、社會の風習を作るには、女子の覺醒と共に男子の理解が大切である。女子のみ覺醒

切である

してゐても、男子の理解がなければ、到底舊來の陋習を脱する道が開けぬ。時勢の變遷は、女子教育の進歩を促して、女子の活動範圍を廣め、幾多不當の差別待遇を撤廢して、女子の地位を高めると共に、著しく其の自覺を促した。殊に歐洲大戰後の新時代は、女子の爲に幾多進出の道を開いた。

第十三課 一夫一婦

正當な夫婦制度は一夫一婦である

一 男女の結婚は、自然の大法則である。夫婦家をなして社會の單位が成り立ち、子孫繁榮、民族隆昌の途が開ける。種族保存の上から、孰れの民族にも結婚は、神聖の行事と見做されてゐた。併し、夫婦關係は、今日の一夫一婦の制度に到達するまでに、様々な發

達の段階を経過した。原始人には、定まつた夫婦の制度がなかつた。母子の關係から發達した母系制度の原始時代では、女子の勢力が強くて、一妻多夫の場合が多かつた。社會の文化が進歩して、男子が漸く優越の地位を占め男系制度が成り立つて後は、事實上一夫多妻が行はれた。併し、一夫多妻は女子の人格を無視する所に、道徳上許すべからざる缺陷を持つ。男女相敬の精神に基づき、夫婦互に人格を辱しめず、而かも、最も純潔にして正當な夫婦の制度は、一夫一婦の外にあり得ない。我が國の民法に認めた夫婦の制度は、正式に結婚した一夫一婦に限る。尙ほ民法上の結婚適齡は、男子は滿十七歳女子は滿十五歳である。これは固より最低限を示したもので、實際は男子は二十五歳前後から三十歳位まで、女子は二十歳前後から二十四歳位までが、結婚に最も適當な年齢と

見られてゐる。

夫婦の和合には相愛相敬が第一である

二 夫婦の和合には、相互の愛情が第一である。愛情を缺いた夫婦は、結婚の第一義を缺いてゐる。尙ほ夫婦は孰れも人格の主體として、相互に尊敬の念が要る。夫婦の生活は、相愛と相敬と相待つて眞正の和合和樂を生ずる。此の和合は、音樂に於ける異聲の諧調のやうに、男女の特質が相互に融通補足して、全體として齊整調合する結果である。夫婦の和合が出来て、一家の秩序が立ち、それがやがて一國の良風美俗の基礎を作る。

三 夫婦は人倫の始である。親子、兄弟姉妹の關係を圓滿にし、麗はしい一家團欒の和樂を生み出すものは、一夫一婦の制度より外にない。而かも、此の制度を維持し、夫婦の相愛と人格の相敬とを完うする根本は、男女共に一生涯を通じて、其の貞操を汚さぬこ

貞操は夫婦の生命である

とである。又夫婦をして終生苦樂を共にし、喜憂を同じうせしめるのも、此の純潔な貞操の力である。夫婦相互の貞操が一たび破れ、ば直ちに家族生活を破壊する。人格の上から見れば貞操を汚す事は、自殺にも等しい行爲である。「愛は純潔ならざれば、決して深きを得ず」とコントは言つた。

四 結婚は人生の一大事である。一身一家の禍福浮沈は、多く配偶の選擇によつて分れる。良縁は幸運を生み、惡縁は惡運の基となる。「賢き夫人はその夫の冠なり」といひ「惡妻は六十年の不作」といふ程、配偶の選擇は大切である。併し、年齢・血統・健康・容貌・學識・徳望・手腕・身分・資産等のあらゆる條件を具備した良縁は、容易に得難い。我等は自己の問題に出會つた時には、一時の感情や、空想に支配されず、嚴肅に、且、慎重に熟慮することが大切である。殊に遺

配偶の選擇を慎重にするがよい

傳や優生學の上から、血統や健康狀態の考慮を忘れてはならぬ。次に親の地位・財産よりも、本人の人格・性質に重きを置くべきことは勿論である。我が國では、此の外、尚ほ家庭の事情や、家風などを考慮に加へる必要がある。結婚に關する父母・親戚・親友の意見には、誠意を以て傾聽するがよい。配偶の選擇は、慎重の上にも慎重にするがよい。「急ぎて結婚せば靜かに思ふに及びて悔あり」といふ西諺がある。

五 結婚の方法には古來幾多の變遷があり、今日も各國其の事情によつて風習が一樣でない。文化の低い社會に行はれた掠奪結婚、賣買結婚、贈與結婚は、勿論、強制結婚、政略結婚、財産結婚などは、孰れも當事者の人格を尊重せぬ所が、道德上不當である。正當な結婚は、當事者の人格を尊重し、其の合意の上に成立すべきことは

絶對の自由結婚はまだ認められぬ

最早何人も異議を挿む餘地が無い。併し、此の合意、即ち自由意志の合一は、孰れも熟慮選擇の上に成り立つべきもので、一時の熱情に驅られて、輕々しく爲すべきものではない。現代には、文藝熱に浮かされて、相思相愛の小説的戀愛や、自由結婚を夢みて、新しがる青年男女もあれば、極端な自然主義、自由主義に基づいた自由戀愛主義にかぶれて、一夫一婦の制度を尊重せず、我が國の良風美俗を傷つけんとする一派の人もあるが、此等は孰れも、實社會の道德上穩健中正を得たものでない。殊に人倫に背いた放縱な行爲は、道德も法律も之を嚴禁し、社會の輿論も一般に擯斥する。我が國の民法では、男子三十歳、女子二十五歳未滿で結婚する場合には、父母、戸主、親族又は後見人の同意を要する。此の年齢も、矢張り最低限を示したもので、實際の慣習では、年齢に拘らず、父母又は近親の長

上に相談することになつてゐる。これは本來我が國の家を重んずる精神に基づいたもので、殊に年少の子弟は、動もすれば感情に走り易いから、父母先輩の圓熟した常識と、冷靜な判斷とで其の缺陷を補ふ爲である。西洋の文明國でも、父母や先輩は、子弟の結婚に就いて相當の助言を與へる。絶對無制限の自由結婚はどの國にも公認されてゐない。

第十四課 公正

一 人類の共存共榮には、社會の秩序が必要であり、社會の秩序を維持する爲に法律、道德、風俗、習慣が存在する。而かも此等三者をして、よく社會の秩序を保たしめるには、公正といふ觀念が其の根本となる。公正は理性の要求であり、良心の命令である。公正

社會の秩序は公正の觀念によつて維持される

の語の代りに、正義又は公平の語が用ひられる。法律の適用や、爭議・待遇等の問題には、公正又は公平の語が適切であり、道德上の用語としては、正義の語が妥當である。正義は人道と並び稱せられて、世界人類の均しく據るべき天地の公道、萬國の公是、乃至世界の大經とも考へられる。不正の行爲、不當の損害、不正の利得、不當の要求、不公平の待遇等は、總べて人に不平・不満を與へ、彼我の要求相反し、遂に爭議紛擾の原因となる。強者が弱者を迫害し、奸物が不正を行ひ、官吏が其の地位・職權を濫用し、富豪が横暴を極め、姦商が暴利を貪る等の我が儘勝手は、人間本有の公正の觀念が默認することを許さぬ。此の公正の觀念は、先づ風俗・習慣といふ形になつて社會に成立し、更に發達して法律ともなり、又道德ともなつて、社會の秩序を保つやうになつた。公正の觀念は、社會の秩序を保つ

根本精神と見てよい。

法律上の權利
義務は相伴つ
て公正となる

二 法律は、本來公正の觀念に基づいて、國家の制定する所で、人と人との關係に就いて、權利義務を規定する。權利は、個人の利益又は自由であり、當然自ら爲し得ることである。義務は、他人の正當の權利を尊重する爲にも、自分の權利の爲にも、當然自ら爲すべき事である。權利と義務とは、常に相伴ひ相表裏し、其の權衡宜しきを得て、始めて公正の觀念に一致する。我等は、法律上、自己の生命・財産・名譽を保護せられる權利を有すると同時に、他人の生命・財産・名譽に損害を與へてならぬ義務を負うてゐる。此の外、憲法によつて保障されてゐる住居及び移轉の自由、信教の自由、言論・著作・印行・集會及び結社の自由等の如きも、一方から見れば、自己の權利であり、他方から見れば、他人の權利を侵害してはならぬ義務であ

る。國家の立法が、公正の觀念に基づくやうに、其の運用も、同じく、専ら公正を旨とし、何等の偏頗なく、嚴正に厲行されて、始めて國內の秩序が立ち、國民の安寧幸福が得られる。併し、法律は最少限を規定したものであるから、これ以外に人の爲すべき事、爲すべからざるものが、まだ澤山にある。これが道德上、風俗習慣上の責務や慣例である。法律は一面に於いて、道德・風俗習慣と相待たねば、十分に社會の秩序を保つに足らぬ。

三 公正の觀念は、不正・不當の行爲に對して、相當の制裁を要求する。個人は其の權利を侵害されたときは、國家の權力に訴へて、法律上の裁判を求め、自ら不正行爲をなした時には、潔く法の制裁を受くべきである。法の制裁は、國家の權力に屬するもので、一個人としては、犯罪者に對して、私刑を加へ、又は不法の報復をしては

公正の觀念は
制裁を要求す
る

ならぬ。あらゆる爭議や、紛擾は、公正の觀念によつて解決さるべきものであり、眞に公正な解決には、何人も絶対に服従せねばならぬ。利害の衝突から起る各種の爭議は、第三者の公平無私の仲裁で解決がつかぬときには、裁判の判決を待つて、是非曲直を定めるより外はない。公正即ち正義は、最後の勝利者である。法律は嚴正に厲行して假借する所がないので、其の權威と神聖が保たれる。「法は之を厲行せざれば寧ろ無きに若かず」である。一の不正・邪曲を許す事は、自他一般の生活の破壊を默認すると同じ結果になる。法の嚴正な厲行も、其の制裁の要求も、同じく公正の觀念から出てゐる。

四 自己の生存權と同様に、他人の生存權を認め、自己の人格を尊重する心を以て、他人の人格を尊重し、自他の自由を擁護して偏

社會正義

頗なく、不公平なく、相寄り相助けて、人類の共存共榮を圖り、自他の人格及び利益の對等平衡を得るのが社會正義即ち、社會公正の要求である。公正の觀念は最も正しい意義に於て、自由と平等を調和する。然るに個人の自由の美名の下に他人の自由を侵害し、自ら正義を守らないで、他人に之を守ることを要求し、自己の不正を忘れて他人の不正を咎め、或は不當な差別待遇をなして自ら顧みぬことは、往々世人の陥り易い弱點である。此の弱點に陥る人が多ければ、其の結果は社會一般に公正を缺いた風俗習慣が成り立つ。長者が幼者を蔑視し、強者が弱者を侮り、有産者は無産者を賤み、男子は女子を劣等視するが如きことあれば、孰れも社會正義を蹂躪してゐる。我等は公正の觀念を徹底して、此等の陋習や偏見を打破し去らねば、到底公明正大な社會正義に據つて社會の秩序

國際正義

を維持し、人類の共存共榮を圖ることは出來ぬ。

五 人と人との間に限らず、國と國との間にも同じく公正の要求がある。これを國際正義と名づける。國際法は本來此の要求から起る。國際問題は、公正の觀念を標準として解決すべきことは、論を俟たぬ。歐洲大戰後は戦争を未然に防ぎ、世界平和を確保するには、國際聯盟其の他の國際運動によつて、列國協同して、正義人道の理想に基づいて國際友誼を敦うすると共に、國際正義の觀念を廣く全世界に徹底せしめることが、最も有效な手段と認められてゐる。

第十五課 輿論

一 人が集つて共同生活の團體を作れば、自ら多數の一致する

輿論は社會の

多數意見である

意見を生じこれを輿論と名づける。家庭・學校・社會・國家其の他各種の團體には、それら輿論があつて團體の行動を支配する。輿論を團體共通の意見とすれば、其の主義・氣風・風習・慣例は、皆輿論を代表する。随つて其の團體に屬する個人は、平素多くは無意識に輿論の支配を受けてゐる。社會に輿論があることは、恰も個人に良心があるやうなもので、輿論は、社會の多數意見として、世人の行爲について判断を下し、制裁を加へ、且、其の公正を要求する。随つて輿論は之を社會良心の聲とも、社會正義の要求とも名づけてよい。

輿論は社會良心の判断である

二 輿論は、人の行爲又は社會の問題に對する個人々々の判断の綜合である。即ち輿論は多數の個人の心を通して發表された意見の一致である。これは、個人の良心の判断に相當するもので、

社會良心の判断と見てよい。随つて輿論は、宛がら法律・道德・風俗・習慣のやうに、事實上社會を支配する善惡正邪の標準となる。法律・道德・風俗・習慣は、本來人間の道德性が社會生活の上に表現したのであるから、いつも輿論と一致すべき筈である。併し、法律・道德の思想や社會の制度が、既に時勢に後れ、不合理に陥つてゐれば、生きた輿論は、大抵之に反對した判断を下す。此の場合には、多く輿論の方が正しい。併し、輿論は時として淺薄な群集心理に支配されて、正當の判断を誤る。正しい輿論は、社會を安寧・幸福に導き、誤つた輿論は、之に反する。

三 輿論は本來公正を要求する。換言すれば、多數の人の公正の觀念、即ち社會正義が輿論を喚び起すのである。まだ法律の明文も有たぬやうな低級未開の社會では、不正行爲に對する輿論の

輿論の制裁は社會の道德的制裁である

制裁は、法律の制裁と殆ど同様の效力を有つ。法律の制裁が成立した後も、輿論の制裁は消滅することなく、罪人に對して國家が刑罰を加へる外に、尙ほ依然として社會の輿論の制裁が加はる。又假令、巧みに法網を免れても、輿論の制裁は到底免れられぬ。輿論は、結局不文の法律のやうなもので、其の制裁は、社會の道德的制裁となつて、よく法律の制裁の及ばぬ所を補ふ。

四 社會の多數意見は、又共同意志となり、共同要求となる。これが輿論の要求である。輿論の要求は、個人を動かし、又社會を動かす大きな勢力である。現代の社會生活では、團體の行動は、多く輿論によつて支配されてゐる。輿論は社會の問題を解決する上に於いて、大きな勢力を有つ。社會の秩序は、法律・道德・風俗・習慣によつて維持されてゐるが、輿論は此等の不足を補ふ爲に生きた勢力

輿論の要求は
社會共同の要
求である

力である。故に輿論は時としては時勢の要求を代表して法律・道德・風俗・習慣等の改善・進歩をも促す。併し、又時としては團結の威力を恃み、輿論の名を假りて、故さらに因襲や習慣に反抗して、不當の要求を提出する弊害を免れぬ。

五 現代の社會には、輿論尊重の聲が高い。多數公共の利害に關する問題は、輿論によつて決せられる。輿論の尊重は即ち多數意見の尊重であつて、其の根本は人格の尊重に歸着し、つまり公正の觀念と一致する。團體の事に當る人が、輿論を尊重するのは、當然の責任である。輿論を尊重する精神は、畢竟、法律・道德・風俗・習慣を尊重する精神に異ならぬ。今日では、國家の立憲政治は勿論、其の他のあらゆる團體の代議制度は、皆輿論尊重の制度である。議會政治は勿論輿論政治である。輿論を無視することは、公正を缺

輿論の尊重は
多數意見の尊
重である

輿論の發達には指導者を要する

き、結局多數の人格を無視することになる。

六 輿論は社會の良心と言つてよい。併し其の作用は、個人の良心のやうに、完全に統一してゐない。輿論は本來多數が一致する意見である爲に、時として低級に墮し、其の品質は却つて個人の良心に劣る。多數の決議は必ずしも完全無缺ではない。殊に群衆心理に支配されて、雷同附和した場合には、往々不合理な愚論に陥る。我等は輿論の是非や當否に就いては、嚴正な判断を下さねばならぬ。社會が進歩すれば、輿論發表の機關や、討議、判断、批評の途も開け、輿論の内容も幾多の討究洗煉を経て、次第に發達する。低級の社會には低級の輿論が行はれ、進歩した社會には進歩した輿論が行はれる。輿論の健全な發達を圖るには、健全な指導者が要る。

正當の輿論は社會正義を標準とする

七 輿論の判断や制裁には、裁判所のやうな一定の機關もなく、

又刑法のやうな成文律の標準もなく、臨機應變に行はれ、而かも大體に於いて、正道を誤らず、世道人心の上に偉大な勢力を有つ。社會を動かす輿論は、社會良心から出て社會正義の要求を充たすべき事は勿論である。これが何人にも反對を許さぬ正當の輿論である。社會公共の利害に關する政治問題や社會問題は、決して曖昧な輿論によつて決すべきものではなく、輿論の正當なことを證明し、且之を認定する爲に、萬全の方法を盡さねばならぬ。若し其の方法手段に缺點があれば、夫れだけ輿論の價値を損する。假令代議制の議事機關を経て、多數決によつて得られた決議であつても、若し其の裏面に於いて多數が少數者の壓迫に屈從して、多數意見と決定されたものや、決議に至るまでに、不正行爲や瀆職行爲が

行はれた場合は、決して正當の輿論と言はれぬ。會議によつて議論を決する場合には、議員は各自全然自由の立場から、何等の拘束を受けぬ意見を發表する機會を與へられ、十分に討議を盡した上に、各自の良心を偽らないで、多數の一致を得ねばならぬ。各種の會議に於いて、輿論の正當を期するには、各議員の意見發表に關して公正を缺いてはならぬ。新聞紙雜誌著述演說等は、社會の耳目として輿論を喚起し、且之を發表する機關とはなつてゐるが、其の當否を審議認定する方法に至つては、まだ十分に備はつてゐない。隨つて記者著述家辯士には、世論を誤らぬやうに、彼等自身注意する重大の責任があると同時に、一般公衆は輿論の假面を被つた僻論や愚見に誤られぬ爲に、自ら健全な判斷を下す必要がある。即ち社會には、一般に社會正義の觀念が普及徹底してゐなければならぬ。

らぬ。然らざれば野心家の煽動によつて勢力を得た不當の意見が、輿論の美名を以て社會に跋扈する危険を免れぬ。我等は社會公共の問題に就いて、常に其の思想を練り、公平無私の意見を立て、社會正義の觀念を標準として世上の輿論に就いて當否を判斷し得る實力を養つて置かう。

第十六課 立憲自治の精神

一 立憲政治は、憲法によつて行ふ政治である。憲法によらず君主の獨裁によつて行ふ政治を、專制政治と名づける。我が帝國憲法は、建國以來の國體を成文に規定し、尙ほ我等國民は之によつて、參政權を與へられた。參政權は國民が協同一致して國家の政治に參與する權利であつて、そこに君民同治の意義が含まれてゐ

立憲自治の精神は憲法の精神を發揮することである

る。我が國では、本來「君民一體」「君民一徳」といふ根本思想に基づいて、天皇の大御心も、國家の目的も、國民の理想も、均しく國家の興隆、民族の安榮、社會の福祉に歸一するから、此等は到底別々に分離して考へる事は出来ぬ。これがやがて君民同治、即ち立憲自治の精神となる。我が國民が、常に國憲を重んじ、國法に遵つて、自發的に國家の秩序を保ち、進んで國運の進展を圖つてゐるのは、やがて立憲自治の精神であり、同時に天皇の大御心に副ひ奉り、又國家の目的を達する所以である。我が國では、皇位、國家、國民の三者は全然一體であつて、永遠に其の運命を共にする。即ち「舉國一致、共存共榮」である。我が國民は、官公吏として、行政、司法の公職に就き、帝國議會の議員として、立法に參與する權利を與へられてゐる。忠誠奉公の精神を以て、此の參政權を行ふのが、國民の義務である。

又國民は國防、財政に對して、兵役、納税の二大義務を負うてゐる。此の權利と義務とが常に相伴ひ相表裏して、始めて立憲自治の精神を完うする。立憲自治の要訣は、國民が憲法によつて與へられた權利に對して、自發的に義務を果す所にある。即ち自由に對して責任を盡すのである。國民の權利を主張し、自由を要求することのみを知つて、義務を果す責任を知らぬものは、立憲自治の精神を没却する。

二 官公吏又は議員として、國家の公職を奉ずる事を、國家の公務に盡すものと見れば、國民の義務となり、責任となる。併し、翻つて、これを國民自身の公益を増進して、其の安榮を圖るものと見れば、それがやがて、國民の權利となり、自由となる。我等が他日、國家社會の信頼を受けて公職に就き、大切な公事を處理する場合には、

立憲自治の精神を以て公職に盡さう

公私の別を明かにし、綱紀を肅正し、よく服務規律を守つて、國家社會の期待に背かぬやうに心懸けよう。公職の目的は、國家國民の目的と一致して、其の中に包含される。公職にある人が、公私の別を混同し、情實に従ひ、請託を容れ、又は私利を圖るが如きは、其の職を瀆すもので、政治の腐敗を招き、社會の秩序を紊亂する。一意奉公の精神を以て、公職に盡すのが立憲自治の精神であつて、同時に國家の興隆、民族の安榮、社會の福祉を圖る所以である。

三 國法の命ずる所に従つて、政治に參與する議員を選舉する事は、立憲國民の重要な權利であり、又義務である。選舉投票は、立憲自治の精神に基づいて、國家の爲、國民の爲に行ふものであつて、決して選舉人や被選舉人の一個人としての利益の爲に行ふものではない。議員は國民の代議士として、其の參政權と意見を代表

立憲自治の精神を以て議員を選舉しよう

する名譽の公職であるから、我等國民は、各自公平無私の心を以て、眞に適任者と信ずる候補者の爲に、清き尊き一票を投じよう。選舉權を濫用し、又は勝手に棄權するものは、國法の信頼に背き、且立憲自治の精神を没却する。

四 國家の獨立を完うする爲に、國民自ら國防に任ずる事は、立憲國民の當然の義務である。我が國には開關以來、國民皆兵の主義が實行されてゐた。上下三千年、一度も外敵に辱しめられなかつた事は、我が歴史の誇であつて、全く我が大和民族に固有な護國の精神による。我が現今の陸海軍は、天皇親ら統率し給ひ、男子は皆兵役に服する義務を負うてゐる。我等は立憲自治の精神を以て進んで兵役に服しよう。

五 國民の發展、民族の安榮を圖る爲に、國家の要する費用を國

立憲自治の精神を以て進んで兵役に服しよう

立憲自治の精

神を以て進んで納税しよう

民自ら負擔することは、立憲國民の當然の義務である。納税は、兵役と同じく、國家の獨立を完うする要件であり、又國民共同の目的を達する所以である。國稅、地方稅の別なく、租稅は、凡て國民自身の費用を自辨するのであるから、我等は進んで納稅の義務を果さう。納稅を厭ひ、又は脱稅を圖るなどは、明かに立憲自治の精神に反する。

第十七課 我が國民性

國民性は國民精神に現れた特色を指す

一 人の個性が、十人十色である様に、異國民の間には、精神上の性質に著しい相違がある。之を國民性と名づける。國民性は、國民の個性と言つてよい。國民性は、他國民に比べては著しい差異を示し、而かも、自國民に共通な特性である。自他の國民を比較し

國民性の山來

た上に、精神上の性質差異を主として考へれば、國民性といひ、自國民に共通であつて之を結束し、其の行動を鼓舞する原動力たる事を主として考へれば、國民精神と名づける。國民精神は、民族を結束する集團精神として、國民の生命のあらん限り、連綿として無窮に存續し、國民性は、此の集團精神の上に現れた特色を指す。古來我が國で、大和心、大和魂、又は日本魂といふのは、通例上の二義を兼ねた、特色ある國民精神を指す。

二 國民精神も、國民性も、民族の生命と共に代々遺傳され、涵養されつゝ、國民生活の進歩と共に發達する。我が國民性の第一の要素は、父祖から遺傳によつて承け繼いだ、民族の特性である。此の民族的要素は、永遠無窮に遺傳される。國民性は、初から一定不變のものではなくて、國民生活の體驗によつて種々の刺戟影響を

受けて、徐々に發達變化する。これは、個人の人格が、其の生活の體験によつて、内容を充實すると變りはない。國民性の發達には、先づ國民の環境即ち自然界氣候風土が大きな影響を與へる。我が國の溫和な氣候、澄みきつた空氣明媚の山水、優美な風光が、我が國民性に偉大な感化を與へた事は、誰にも容易く首肯が出来る。環境に次いで、國民の主要な職業や生活狀態も、國民性に大きな影響を與へる。農業航海商業工業は、それと特殊の氣質を養ふ。殊に、國民生活上に、急激な變動が起つて、已むを得ず之に適應せねばならぬ事情があれば、國民性を一變し、又は新たな特質を作り出す。古來一度も他の民族と接觸する機會に出會はなかつた民族は、何時迄も、原始生活の狀態を脱せず、國民性も素朴のままを保つ。併し、一旦異民族に接すれば、直ちに自他の長所短所を痛感し、採長補

短の精神に基づいて、一方には他の民族の長所を攝取包容し、又他方には今迄眠つてゐた我が素質を喚起誘發するなど、國民性發達の上に大きな刺戟を受ける。此の外、永い間の國民生活によつて次第に發達して來た風俗習慣、道德、法律、宗教、美術、文藝や教育訓練の方法等は、國民性を涵養振作する上に、重要な效力を有つ。國民性は、其の成立も、變化發達も、長い年代を経て、徐々に行はれる。従つて我が大和民族が、まだ世界から孤立して幼稚な國民生活を送つてゐた時代には、本有素朴の原始的國民性が、有りの儘に發露してゐた。此の意義に於いて、我が大和民族固有の神話や、神道の古俗は、純日本國民性を理會する上に、重要な價值を有つ。

三 我が國民性の長所としては、忠誠、潔白、剛健、名節、現實、同化、快活、淡泊、銳敏、優美等を擧げてよい。忠誠は我が金甌無缺の國體と

我が國民性の
長所

忠孝一致の國民道德を生み出した源泉である。即ち「明き淨き直き誠の心」「正しき直き心」である。此の一の誠即ち眞心が忠孝にも、友愛にも、和合にも、信義にもなる。此の心はやがて神の心に通ひ、神もこゝに宿らせ給ふ。潔白は清淨であり、神に對するすがすがしい心である。即ち清潔を好み、不淨を厭ふ心である。剛健は雄々しい、負けじの心である。武勇、膽力、義侠、進取、果斷等を生み出す心である。名節は名を惜み、面目を重んじ、節義を尙び恥を知る心である。家名や大義名分を重んじ、國の體面や國民の品位を尙ぶ心である。生き恥を曝すに忍びず、自決を促す心である。犬死や捕虜となる事を潔しとせぬ心である。現實は實際を尙び、現世を離れない心である。日々の生活を樂み、其の幸福を喜ぶ心である。同化は適應模倣の力、即ち採長補短の力である。我が國が、是

我が國民性の
短所

迄廣く知識を世界に求め、よく各國の文化を咀嚼消化して、我が物となし得たのは、全く此の力による。快活、淡泊は晴やかな心である。にこやかに打ち解け打ち寛いだ心である。さつぱりとした、さわやかな氣分である。鋭敏は機敏、俊敏、敏捷で氣が早く、氣が利く事である。手先、指先が利き、早業が出来ることである。優美は雅趣である。自然の美を樂み、藝術を味ふ氣品である。歌を詠む心、庭園、盆栽、插花、掛物等を嗜なむ心である。純日本美術に特有な趣味は此のみやびやかな心から發達した。

四 我が國民性の短所としては、公德、公共、心、權利、思想、經濟、思想、時間の觀念に乏しいこと、依頼心、情實、責任、回避の多いこと、自負心や負け惜みが強くて、體裁を構ふこと、熱し易く、冷め易くて、耐忍持久の性に乏しいこと、正確精密の科學、深遠高尙な哲學、幽玄甚深の

宗教などに適せぬ事萬事小規模で雄大を缺くことなどが擧げられる。併し、國民性は、初から固定硬化したものである。此等の短所は、東西彼我の交通が頻繁となり、歐米人との接觸が多くなるにつけ、外人も之を指摘し、我が國民自身もそれに氣がついて、今日既に矯正補短の途を進んでゐるのみならず、今日まで不明瞭であつた長所・美點も、漸次自覺され發揮される傾向である。

五 國民性の特色は、先づ國民生活の上に現れ、國民文化の特色を作り出す。淡泊な食物・清楚な住居・優美な衣服・纖巧な美術工藝・輕妙な文學・其の他言語・風俗・習慣・道德・政治・宗教等の上に著しく日本國民の特色が現れてゐる。國民文化は、國民の長い歴史のなかに、同じ血統で、而かも思想感情を共にする同胞が代々協力互助して育成したのであるから、國民生活の内容・其の物と言つてよい。

國民性は國民文化の特色を作る

随つて國民文化に現れた特色は、國民性に深い根柢を有つ。此の特色は本來民族の遺傳に基づくから、古今に貫通して表現する。今日の我が國民文化には、外國から取り入れた要素が随分多い。それは支那・朝鮮・印度・西洋の孰れの方面であつても、徒らに盲目的機械的に模倣せず、十分に咀嚼消化して、我が物となし、我が國民の要求を満足して、著しく國民性の特色を現してゐる。例へば、印度傳來の佛像には、印度の特色が其の儘に現れてゐる爲に、日本人には、一種異様の感じを與へるが、我が國で發達圓熟した佛像には、日本藝術の特色が明かに認められる。外國品の中に日本美術品がたゞ一つまざつてゐても眼識ある人には直ぐに見分けがつく。其の他の美術工藝は勿論、國文學や風俗習慣にも、國民性の表現は極めて著しい。約言すれば、國民文化は國民の思想感情を如實に

露出し、國民性の特色を忠實に發揮してゐる。凡そ人と人との交際には、言語・風俗・習慣・道德・宗教等の文化が共通であれば、思想感情は圓滑に疏通するが、若し此等が違へば、相互の誤解や衝突が起り易い。同一の國民文化を有つてゐるといふ意識は、民族の結合統一を鞏固にし、且、共通の理想に直進するに偉大な力となる。

六 個人一生の運命が、其の人の性格によつてきまるやうに、國民の運命も、國民性の優劣によつて決定する。平時自國內にゐる時には、我が國民性を明瞭に自覺せぬが、一旦外國の地を踏んで、他國民と接すれば、何人も直ちに自他の國民性の著しい相違を痛感する。殊に他國と戦端を開き、國家危急存亡の秋に遭へば、國民の意氣や思想感情が興奮高潮して、國民本有の特性が赤裸々に發露する。日清日露兩戰役でも、歐洲大戰でも、此の事は最もよく分つ

國民性の優劣
は國民の運命
を決する

た。殊に歐洲の交戦諸國は、自他の國民性の長所短所に就いて、最も深刻な體驗を重ね、從來の皮相な誤解や偏見を破つて、真相に近い判斷と、自覺を得た。斯くして、平時の教育では容易に成し遂げ難い國民性の試練涵養を、成し遂げた事になる。歐洲大戰は實に列國國民性の試金石となり、其の優劣が懸て終局の勝敗を決した。尙ほ平時の國際競争も、其の勝敗は、事實上國民性の優劣によつて決せられる事は言ふまでもない。我が大和民族は、古來優秀な國民性を提げて、東洋に卓絶し、今や世界列強の間に伍してゐる。我が國民は將來益、我が長所を發揮し、短所を矯正して、民族の安榮、國運の發展を將來する原動力を養ひたい。

第十八課 我が國民道德

國民道德は人道の理想を我が國民生活に實現する

一 民族が國家を組織すれば、其の獨立を維持し、國民の安榮を圖るに必要な道德が要る。國民の資格を以て、正しく人道を踏んで生活する道を、國民道德と名づける。今日まで、國家組織以上に、進歩した共同生活の社會組織はなく、又國家以上に、個人生活を安寧幸福にし、且、文化の進歩を成し遂げさせ得る集團はない。我等は、國家を組織する國民の一人として、人道を理想として最も充實した生活を營む事が、人間として踏み得る最上の途である。國民生活には、民族の結合統一が第一である。國民の共同生存と、其の安寧幸福を確實にする途は此の外にない。國民道德は、この精神を根本とする。我が國民道德の大本は、忠孝一致の一語に盡き、建國以來「君民一體」「君民一德」によつて萬邦無比の國體を實現した。忠君愛國の一致は、實に我が國民道德の特色であり、皇運扶翼、義勇

國民道德は國民性を表現する

奉公は、皇室に對する我が國民の至誠である。而かも此の至誠も忠孝一致も其の根柢に於いては、全く人道の理想と一致する。我等は國民道德を守り、國民生活を營むことによつて、一方には、皇室、國家及び國民の生命を維持して、益、其の繁榮隆昌を促し、且、他方には、人間として踏むべき正しい道を踏まう。

二 我が國民道德は大和民族の生命を維持する根本道德であつて、其の起源は、民族其の物の起源と一致する。詳言すれば、民族固有の徳性が、國民生活の進展と共に次第に發達し、且、涵養洗煉されて今日の國民道德が成り立つた。これは決して外國から其の儘に借用又は模倣したものではなく、我が大和民族あつて以來、其の共同生活と共に國民性の内部から、自然に生長發達したものである。忠孝一致の大義も、古來我等の祖先が尊んだ、明き淨き直き誠

の心「正しき直き心」から出てゐる。此れは眞澄の鏡のやうな國民の至誠を示す。國民の至誠は、神の心にも通ひ、列聖の大御心にもかなふ。「海行かばみづく屍、山行かば草むす屍、大君のへにこそ死なめかへりみはせじ」今日よりは顧みなくて大君の醜との御楯と出で立つ我は」といふ歌も、同じ國民忠誠の意氣を示してゐる。要するに、我が國民道德は、大和民族に固有な國民性の長所が、一條連綿たる國民生活の内容となり、原動力となりつゝ、長い歴史を経て、涵養育成された結果に外ならぬ。

三 斯の道即ち我が國民道德は、我が皇祖皇宗が代々相承け傳へ給はつた遺訓であつて、神代このかた君民俱に踏み來つた道である。歴代の天皇は天つ神の御心を大御心として、萬民保全の道を講じ給ひ、我等の祖先はひたすらに、大御心を我が心となし、代々

國民道德は惟
神之道である

皇運の隆昌と國民の安榮の爲に誠を盡した。祖先崇敬、忠孝一致、君民一徳は總て皇祖皇宗の遺訓であり、歴代の天皇は其の實行を以て、君道の本質となし給ひ、之を以て國民に孝道の儀範を垂れ給ひ、代々の國民は一つ心になつてよく斯の道を守つた。忠君愛國、義勇奉公は、ひたすら列聖の大御心を奉體した、我等祖先の遺風であり、兆民相率ゐて、代々之を顯彰する事を怠らなかつた。列聖仁恕の君道と兆民忠孝の臣道とが至誠によつて相感應し且相融合して萬邦無比の國體を成した。斯の道は、神の道を神代から在つた儘に傳へたので、昔から之を惟神之道かみかみのみちと稱へる。此の中には神人合一の信念が包含されてゐるから、我が國民道德は有神的傾向を帯びてゐる。我等が此の信念を以て皇祖皇宗の遺訓を奉體して祖先の遺風を顯彰する事は、やがて惟神之道を踏んで行くので

ある。惟神之道は君道であると同時に國民道德の神髓であり、我が國體の因つて生ずる根源である。明治天皇の教育に關する勅語は皇祖皇宗の遺訓即ち惟神之道に基づいて我が國民道德の大綱を示し給うたのである。

明治天皇御製

敷島の大和島根の教草

神代の種の残るなりけり

四 此の頃國家の區別を離れて、世界の人類全體を基本とする正義人道の觀念が發達した所から、我が國民道德の如きは、畢竟舊時代の道德に過ぎず、又我が國一國に限つた偏狹な道德であると、説を立てる人がある。人類全體の幸福を圖る爲に、正義人道の高尙な理想を立て、其の實現に努力する事に就いては、何人も之に反

國民道德は正義人道と一致する

對すべき理由を有たぬ。併し、國民道德を無視し、又は之と矛盾する態度を以て、人道を説く事は穩當でない。人道の理想を實現する道は、今日の狀況では列國の獨立を認めて、自國內に正しい國民生活を營むより外にはない。列國の獨立を認めず、國家の區別を度外視し、孰れの國家にも屬せぬ人は、到底生活の安定が得られぬ。人類に共通な正義人道といふ理想を實現するには、最も進歩した社會組織たる國家の力を借るより外はない。我が國歴代の天皇の大御心は、天つ神の御心であらせ給ふと共に、今日の所謂正義人道の理想そのものである。天つ神の御心から出た我が國民道德の根本は、正義人道の理想と何等矛盾する所がない。我が國民道德は神の心に通ふ人の心の誠を生命とする。随つて我が國民道德を遺憾なく充實すれば、天壤無窮の皇運を扶翼し奉ると同時に、

自ら正義人道にも適ふ。正義人道に反する國民道德は、明かに我が國に存在する理由がない。我が日本國民は、國民道德と正義人道と別々に二筋の道を行く必要はない。唯一筋の國民道德を行へば、自ら正義人道に合する。我が國民道德は、人類全體に共通な正義人道の理想を、我が國の事情に適するやうに具體化し、特殊化したものである。切言すれば、人類に共通な徳性が、國民性と國民生活との特色を帯びて、我が國に發達した結果である。

明治天皇御製

千早ぶる神の御代より一筋の

道をふむこそうれしかりけれ

千早ぶる神の教をうけつぎて

人の心ぞ正しかりける

國民道德は進歩發達する

五 我が國民道德は、國民性を基礎とし、皇祖皇宗の遺訓を奉體し、祖先の遺風を顯彰しつゝ、國民生活の進展に伴つて次第に進歩發達した。殊に我が國民は、同化適應性に富んでゐる所から、古來海外諸國の思想を取り入れて、我が國民道德の發達を助けた。これは恰も一本の大木が、空中や地下から養分を吸ひ取つて、生長繁茂するやうに、國民道德の大本を動かすことなく、却つて其の内容を充實した。支那傳來の儒教は、我が國民道德と大體一致してゐるので、大いに我が國民の道德思想を豊富にしたが、國體の觀念に反するやうな思想は斥けた。例へば儒教の中に見える王の徳が衰へれば、他の有徳者に位を禪讓する事や、不徳の王は臣下が放伐して位を去らせるなどの革命思想は取らなかつた。漢學者の中には古くから和魂漢才の思想があつた。佛教も、國民の精神修養

を深くする上に大功があつたが、其の無差別平等の思想は、決して國體に反する程度には走らず、寧ろ之を重んじて國家鎮護の宗教となり、其の諸行無常の厭世觀は、現世を樂む快活淡白な我が國民の腦裡に深く徹底するに至らず、國民本來の生々發展の主義を破壊するに足らなかつた。我が國民は佛教の長所を採り入れて、而かも自己の本性を失はず、却つて國民性を練り國民道德の内容を豊富にした。佛教は、最初神道と衝突したが、後には相調和して、本地垂迹の説さへ行はれた。明治初年に起つた自由民權説は、當時我が國體に反するものと考へられてゐたが、政黨内閣が成立し、普通選舉法が行はれてゐる今日では、此の説は最早よく我が國體に同化し、國民道德と何等矛盾を感じぬ。現今では、歐洲大戰後世界を風靡してゐる自由平等の時代思想が、我が國にも波及して、所謂

思想問題を惹起してゐる。輕佻詭激な自由平等思想は動もすれば、極端に走り社會の秩序を紊亂し、國體に危害を加へようとしてゐる。かゝる過激思想は、固より我が國民生活と相容れぬ。併し、醇厚中正な時代思想は國體に矛盾せぬ許りでなく、却つて國運の發展を助け民族の安榮を促す。我等は國民道德の大本を固く執つて動かず、世界の氣勢を察し、天地の公道に據つて人倫の常經を守り、よく外來思想の精髓を咀嚼消化して、之を我が物とせねばならぬ。これが國民道德の最も穩健な進歩發達の途である。

明治天皇御製

千早ぶる神の開きし道を又

開くは人の力なりけり

我が國の家に
は國の精神が
籠つてゐる

第十九課 家族主義

一 我等日本國民は、同じ先祖から出た無數の家を集めた一大家族であつて、我が皇室は此の大家族の宗家であらせられる。随つて、どの家の血統も、其の根源に遡れば、同じ先祖に歸着する。而かも此の大家族の一國を治め給ふのが天皇の御位であり、一家を治めるのが家長である。我が國では君民同祖であるから、君民の關係は宛がら親子の關係の如くである。萬世一系の皇統が連綿として續かせられるやうに、家長は先祖に承けた戸主の地位を子孫に傳へ、家系は永遠に存續する。我が國は家を大きくしたものであり、家は國を小さくしたものであるから、我が國の家には國の精神が籠つてゐる。

祖先崇敬は我
が國の美風で
ある

二 血統を重んじ、祖先を崇敬する美風は、孝行の尊重と相待つて我が國古來の傳統である。家は祖先を基本として、一條連綿の生命として存續する。我等の生命は祖先の生命の延長であり、祖先の生命は、我等の過去の生命である。我等が祖先に對して、祭祀の禮を厚うするのは、子孫の追慕感恩の至情を捧げて、本に報い始に反る孝道の延長である。列聖相承け、皇祖皇宗の遺訓に基づいて仁政を施し給うたのも、我等國民の祖先が、億兆心を一にして、世々忠孝の美を濟したのも、同じく祖先崇敬の精神に出てゐる。

明治天皇御製

千早ぶる神の心を心にて

我が國民を治めてしがな

三 我が國民の敬神の念は、祖先崇敬の念から湧き出る。神社

神社を崇敬し
よう

は、各人の家に、祖先の靈を祭る祭壇を設けると同じ精神から、出来たものである。氏神は、同族の祖先産土神は、即ち郷土の守護神である。天照大神は、皇室の大祖たると共に、我が國民共同の大祖先にまします。皇室は厚く皇大神宮を御尊崇になり、我が國民も昔から厚く皇大神宮を敬ひ、一生に一度は必ず參拜することにしてゐる。

明治天皇御製

我が國は神の末なり神祭る。昔の手ぶり忘るなよゆめ。神風の伊勢の宮居を拜みての。後こそきかめ朝まつりごと。

四 血統の近い親族同志が、仲よく親和して、互に助け合ふこと

5 親族に親しま

家族精神は國民精神の基礎を作る

は、自然の人情の要求であり、又人の踏むべき道である。英國には「貧しき親族を捨つる人は神に捨てらる」といふ諺がある。我が國には特に親類關係を重んじて、互に親和し、助け合ふ美風がある。これは固より血統を重んずる精神から出てゐる。親族は吉凶互に慶弔し、一朝事ある時には、相助け相救ふやうにありたい。我が大和民族は皆遠い親類同志になる。我等が近い親類と共同親和する精神を推し廣げて行けば、それがやがては、國民全體が一つになつて、共同親和する精神になる。

五 我が大和民族を結合してゐる國民精神は、父子兄弟を團結してゐる家族精神と一致する。家族精神を其のまゝ、國民精神の基礎と考へるのが家族主義である。家族主義は我が國民道德の根本精神と言つてよい。家を中心として血統の最も近い家族が

共同生活を營むことは、人情の自然の要求であるやうに、同祖の血族たる我が大和民族が皇室を中心として結合統一してゐるのも、同じ人情の自然の要求に出てる。歴代の天皇が、御先祖の神の心を大御心として我が國民を赤子の如く愛護し給ふことは、家長が親心を以て家族を愛護する様に變りはない。我が國の君民關係が宛がら父子關係の如く、忠孝一致の美德を以て萬邦無比の國體を成してゐるのも、其の根本は家族精神に基づいてゐる。我等各自の家系は大和民族といふ君民一體の大家系に屬することを忘れてはならぬ。我等は自己の家系の永續を圖る心を以て、天壤無窮の皇運を扶翼し奉る事に努力しよう。

六 家が社會組織の單位であることは、古今東西を通じて變らぬ事實である。併し家の制度には、各國夫れ／＼幾多の變遷があ

家族制度の今昔

つた。我が國の上古には、同一の氏族が一定の職業を世襲して部族に分れ、族長は其の同族を統率して朝廷に仕へた。これが所謂族長制度又は氏族制度である。大化の改新以後は、此の族長制度が廢れて、戸主が一家を代表する家長制度となり、大家族制は、次第に小家族制となつた。明治維新の際に封建制度が破壊されると共に、舊藩の士族は世襲の職務を失ひ、故郷を離れて修學し、且四方に職を求める風を生じ、同時に農工商の子弟も必ずしも父祖の職業を襲がず、各自好む所、長ずる所によつて、職業を選択する道が開け、孰れも郷土の生家に同居し難き事情を生じ、今日では同じ家族でありながら、已むなく四方に散在するものもある。其の爲に、保守思想の人は、我が家族制度の將來を悲觀し、且國民道德の基礎の動搖をも憂へてゐる。之に反して急進思想の人は、我が國在來の

家族制度は、社會の進歩を阻害するものとして、之に反對の意見を有つてゐる。併し、假令父祖の郷土には住居せずとも、夫婦子女が一所に家庭生活を營むことには、昔も今も變りない。家庭生活さへ存在する以上は、其の中に我が國の家の精神を宿し、父祖傳來の家族主義を維持することは決して難事ではない。我が國の家族制度は太古から今日まで、社會の變遷に伴つて、既に幾度か形態を改めたが、古今の變遷を貫通した根本精神は嚴として存續してゐる。我等は時勢の進運に順應して、改善すべき所は改善し、固陋頑冥に陥らぬやうに心懸け、益、我が國の家族主義の長所を發揮し、家に對する根本精神を維持し、更に之を推し廣げて、國に對する國民精神を涵養振作する助けとしよう。

第二十課 國際道德

國際道德は人道の理想を國際生活に實現する

一 人と人との間、及び人と社會國家との間に道德が必要であるやうに、國と國との間にも道德が必要である。これを國際道德と名づける。人道の理想を國民生活に實現するのが國民道德であるとするれば、同じ人道の理想を國際生活に實現するのが國際道德である。道德は本來人間共通の徳性に基づいて、人類全體の安寧幸福を増進する事を理想とするから、單に道德と言つても、將た又國民道德と言つても、廣義には、其の中に國際道德をも包含する。國際道德を缺き、又は之に反對する國民道德はよくない。國際道德は、國際共同の安寧幸福を増進する事を理想とするから、其の本質に於て、普通の道德や國民道德と何等矛盾する所はない。古來

既に存在してゐる四海同胞といふ人道の理想は、世界の人類全體が一大家族のやうに和衷協同することを理想とする爲に、動もすれば、國家の區別を否認しようとする傾向を有つてゐるが、今日の國際道徳は、先決問題として、世界各國の獨立と其の特有の理想とを承認し、且互に之を尊重すること、した上で、國際間に人道の理想を出來るだけ實現しようとする。随つて我が國民道徳とは少しも矛盾せぬ。現代の列國は相互に主權の獨立を承認し、和親條約を結び、大使、公使を派遣して國交を修めてゐる。國と國とが互に信義を重んじ正義人道を守つて、交誼を敦うするのが、公的關係の國際道徳である。國內又は海外に於て、個人の資格を以て外人に交るにも、同じく信義を重んじ、正義人道を守り、禮儀作法を慎んで、國民の品位を保つのが私的關係の國際道徳である。我等は、公

私の別なく、外國並に外人に對する道徳を重んじよう。明治天皇は戊申詔書に「朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス」と又今上天皇陛下は御踐祚直後朝見式の勅語に「汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセン」と御諭しになつてゐるではないか。

二 世界恒久の平和は、列國共同の安寧幸福であつて、人類共存共榮の理想を表はす。併し國と國とは、時に利害相反する事があり、國交斷絶の際には、是迄已むを得ず戰端を開いた。最近世界大戰の非常な慘禍は、人心をして期せずして平和を求め、和衷協同共存共榮正義人道の理想に向はしめた。而かも此の理想を實現するには、國際道徳の進歩に待つより外はない。大戰後列國が國際

世界の平和は
國際道徳に待
つ

國際聯盟

國際聯盟の成立は、
世界の大戦後、
人類の平和を
實現する目的で
設立された。

國際法の厲行

聯盟を作り、又軍備を縮小したのは實に此の爲である。此の爲に、
 三 大正九年、佛國巴里で締結された平和條約中に、國際聯盟の
 規約が掲げられた。此の規約は聯盟各國間の爭議を穩和の手段
 によつて解決し、萬一不條理な戰爭を起さうとするものがあれば、
 聯盟諸國の威力を以て之を掣肘し、協同の力によつて、人類恒久の
 平和と幸福とを實現しようとする約束した。これは大戰の慘禍に懲
 りて、將來戰爭を絶滅し、永遠に其の禍根を除かうとする列國の熱
 心な要求から起つたもので、大戰の最も意義ある産物であり、且、人
 類の文化史上に於ける一大進歩である。而かも其の骨子となつ
 てゐる正義人道の觀念は、我が國古來の國是であり、且、又國民道德
 の精髓ではないか。

四 國憲國法は、道德上の公正の觀念によつて厲行される。國

は國際道德に
待つ

國際事業は國
際道德に待つ

際公法も國際私法も其の厲行は、公正の觀念に依らねばならぬ。
 これが國際公正又は國際正義であつて、國際道德に包含される。
 國內の法律が、個人の道德を待つて厲行されるやうに、國際法も國
 際道德に待たねば、其の厲行が確實でない。我等は、自國の主權に
 服従し、自國人の權利を尊重すると同様に、他國の主權と、他國人の
 權利を尊重せねばならぬ。また國家は、他國の主權を尊重し、其の
 權利を損傷せぬやうにして、自國の獨立繁榮を圖らねばならぬ。

五 人類は、文化の進歩を促し、且之を普及する爲に、列國共同し
 て各種の國際事業を行つてゐる。通商貿易によつて彼我有無相
 通するのみならず、諸般の共同事業によつて、相互に文化の福利を
 交換してゐる。運輸交通萬國聯合郵便電信萬國博覽會各種の萬
 國會議學術上の共同研究赤十字聯盟國際聯盟協會等、孰れも國際

共同の安寧幸福を増進しようとするので、國際道德の精神を待つて始めて十分に其の目的を達する。これは人道の理想が國際の協力互助によつて實現される道である。

新制中學修身書 卷四終

新制中學修身書目次表

課	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十								
卷一	入學の意義	發達進歩を樂しまう	生存競争	生命	産業の發達	眞面目に勉強しよう	勤勞と産業	生まれつきの長所を伸ばさう	他人の長所を學ばう	油斷大敵	悲觀すまい	心の鏡	心を晴やかに有たう	孝の心	家の爲に盡さう	あてになる人	慕はれる人	社會奉仕	國民精神									
卷二	中學校の教育	讀書の興味を養はう	實力を養成しよう	生活の安定	我が國の産業	素直に伸びよう	勞力の經濟を考へよう	奮生	善行の愉快	高尚な趣味を養はう	學友に親しまう	規律を守らう	規程を守らう	眞面目に勉強しよう	熱心に修養しよう	身體を丈夫にしよう	自分の事は自分でしよう	喜んで仕事をしよう	時を惜しまう	品物を有効に使はう	すがすがしい心	やさしい心	自敬自重	善い事は何でも實行しよう	家庭と學校	親心	公德と禮儀	國民精神
卷三	能率増進	眞實に努力しよう	自信を作らう	誘惑に抵抗しよう	良心の聲を聴け	困難を征服しよう	善良な習慣を作らう	青年の美點を伸ばさう	男子らしくしよう	農村生活と都會生活	生活改善	一家團圓	共存共榮	我が國家を愛護しよう	皇位及び皇室	國憲國法	國民の自覺	國際道德	我が國民の使命									
卷四	職業の選擇	産業と國運	自然生活より文化生活へ	常識と科學的知識	性格を鍛錬しよう	趣味に慰安を得よう	共鳴に自覺しよう	人格を充實しよう	自他の人格を尊重しよう	男女相敬	一夫一婦	公正	輿論	立憲自治の精神	我が國民性	我が國民道德	家族主義	國際道德	我が國民の使命									
卷五	道徳行爲の要素	善惡の標準	道徳行爲の要素	良心の權威	生活の價值	價値の體驗	人生と科學及び哲學	人生と信仰	人生と藝術	模倣より創造へ	個性の發展	青年と自己教育	時代思想の變遷	現代思想の功過と思想問題	社會問題	政治と道德	民族主義と人道主義	我が國民の使命										

文部省檢定濟

昭和七年二月八日 中學修身科用

發行所

大阪市西區京町堀上通一丁目
 播磨穴阪三丸堂番・電話土佐堀六番

精華房

著作權



所有

發行者兼

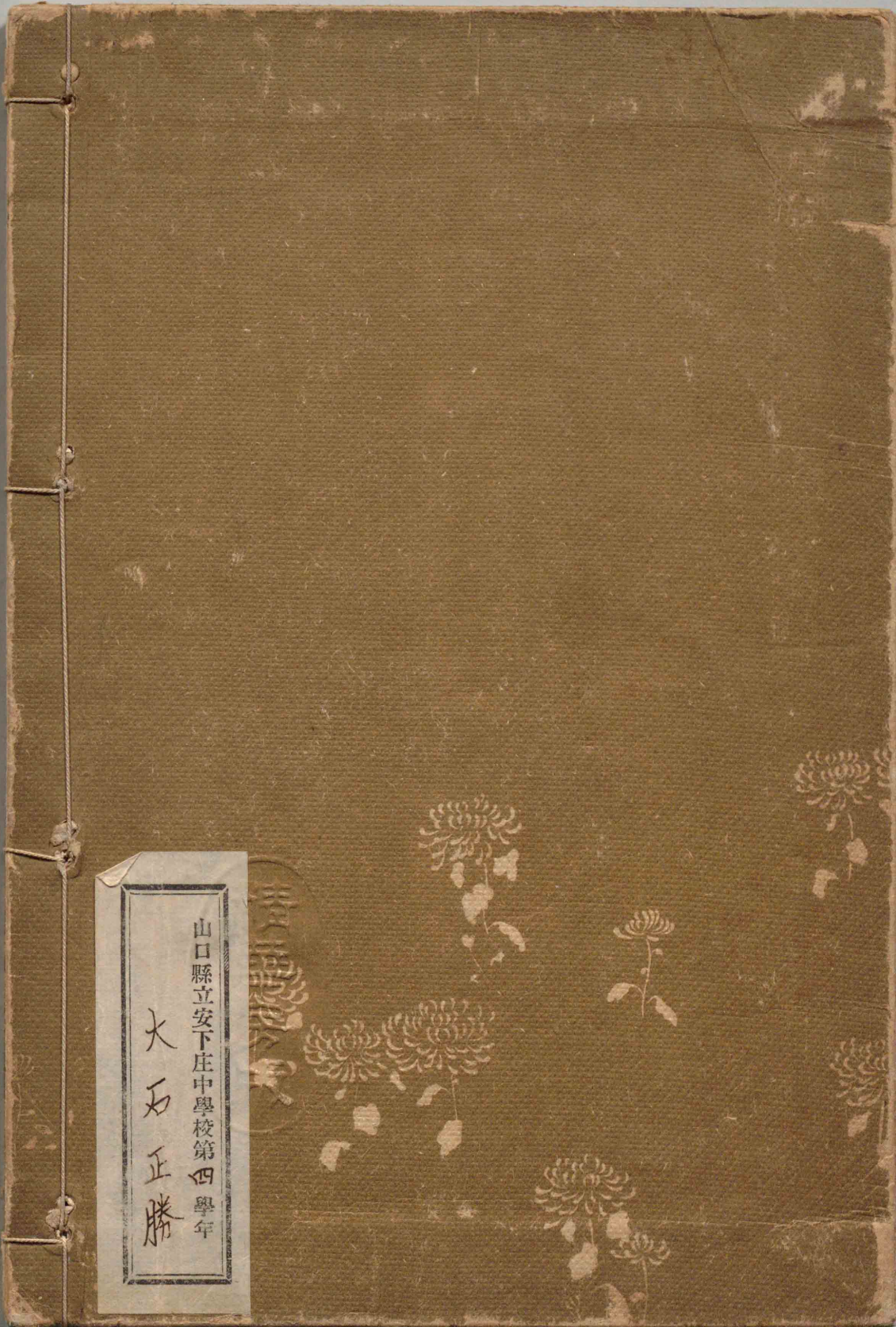
田口繁藏

大阪市西區京町堀上通一丁目十六番地

著者 野田義夫

昭和六年十一月八日 印刷
 昭和六年十一月十二日 發行
 昭和七年二月三日 訂正再版印刷
 昭和七年二月六日 訂正再版發行

新制				別	價
中學修身書					
卷一	卷二	卷三	卷四	卷五	
金四十四錢	金四十五錢	金四十五錢	金五十五錢	金五十五錢	



山口縣立安下庄中學校第四學年
大石正勝